





2026

DISCLOSURE

熊本県信用組合の現況

KUMAMOTOKEN SHINYOKUMIAI

KENSHIN REPORT

PRESENT CONDITION OF KUMAMOTOKEN SHINYOKUMIAI

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

ちかくにいるから、
チカラになれる。

いつもいっしょ コミュニティバンク

熊本県信用組合

Contents

熊本県信用組合の概要／経営理念……1
ごあいさつ……2
沿革……3
事業の組織……4
令和7年度決算の概況……5
財務諸表……7
地域密着型金融の取組み……13
「金融仲介機能のベンチマーク」の取組み……14
地域を応援する取組み……16
コンプライアンス（法令等遵守）……19
犯罪防止の取組み／取引時確認……20
リスク管理……21
信用組合の組織……22
資料編……24
自己資本の充実の状況……27
主要な事業の内容……35
各種サービス・手数料一覧……37
店舗・ATMのご案内……39

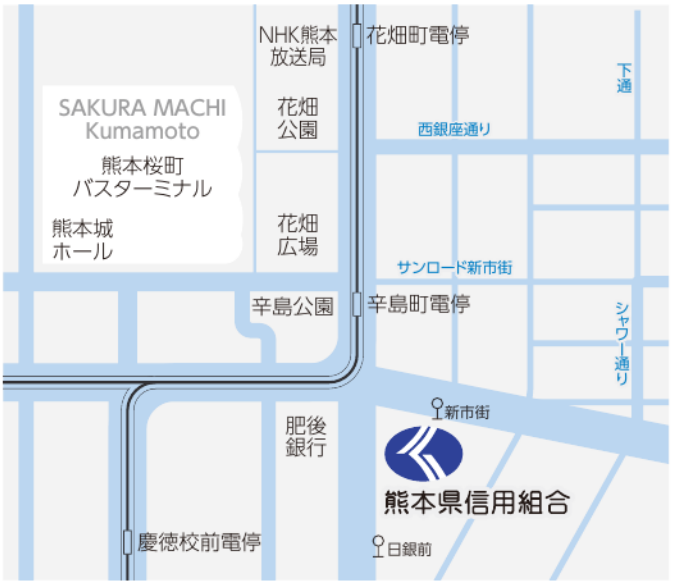


熊本県信用組合の概要

（令和8年3月31日現在）

〔登録番号　九州財務局長（登金）第40号〕

設　　立	1950年（昭和25年）11月
所 在 地	〒860-0012 熊本市中央区紺屋今町1番1号　シティ12ビル
出 資 金	43億84百万円
組合員数	68,842名
店 舗 数	18店舗
職 員 数	136名
営業区域	熊本県一円、宮崎県延岡市（北浦町を除く。）、 宮崎県西臼杵郡



経営理念

あるべき姿になる（である）ための経営の基本姿勢

私たちは、お客様自らの協同組織として、適正な収益を得ながら健全な経営を行い、ガバナンスとコンプライアンスを徹底し、地域の皆様の信頼に応えます。

私たちは、時代とともに変化するお客様のニーズに細やかに応えるとともに、お客様が暮らす地域の課題にも積極的に関わっていきます。

【ビジョン】　～あるべき姿～



熊本県信用組合は、地域で一番身近な金融機関として、お客様の豊かな暮らしと地域社会の元気づくりを支え続けます。

皆様には、平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度当組合に対する皆様のご理解を一層深めていただくために、第76期事業年度（令和7年度）の事業概要及び決算状況を取りまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ぜひご高覧賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度の経済は、米国をはじめとした各国の通商政策等の影響を受けつつも、企業収益は高水準を維持、個人消費は物価上昇の影響があるものの、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しました。

一方、賃金上昇分の販売価格への転嫁、米の価格急騰に加え、円安の進行による食料や資材品価格等の上昇により、物価指数は対前年比約3%の上昇率で推移しており、年末、日本銀行は政策金利を1月以来2度目の引上げを行い、0.75%といたしました。

熊本県内においては、停滞していたJASM第2工場の建設工事が、令和8年秋以降本格化することから、立地する菊陽町及び近隣地域を中心に今後も旺盛な経済活動が期待できるものの、円安基調の下、原油価格の高騰による一層の物価高や賃金増加など地域中小企業にとって、さらに厳しさが増すことが懸念されます。

当期の業績につきましては、期末残高において預貸金ともに前期を上回り、預金の期中平均残高は減少したものの、貸出金の期中平均残高が増加したことを受け、経常収益は増加となりました。一方、市場金利上昇の影響により預金積金利息が、人件費高騰の影響等により物件費が増加し、また取引先の経営悪化に備えた引当金の増加により、経常費用は前期に比べ増加しました。

この結果、経常利益は前年度比107百万円増となり、当期純利益は217百万円を確保し、20期連続の黒字を計上することができましたことは、ひとえに地域の皆様のご支援の賜物と深く感謝を申し上げます。

令和8年度も、預金と融資を中心とした取引基盤の強化を図りつつ、職員一人ひとりの「個の力」を結集し、業務効率化に取り組み生産性を上げ、組織基盤の構築を目指して参ります。

また、総代や自治体、地域商工団体との連携をより一層深め、事業者の皆様の経営改善や事業再生、創業支援や事業承継等に取組みを推進してまいります。

さらに、地域に市町村の「健康診査事業」の推進や「子ども食堂」への支援等、地域課題にも向き合いながら当組合も成長していく所存です。

これからも常にお客様や地域の視点に立ち、真に地域に必要とされる協同組織金融機関として、安心してご利用いただける「一番身近な金融機関」となることを目指して、役職員一丸となって努力してまいりますので、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和8年6月

熊本県信用組合

理事長　出田　貴康

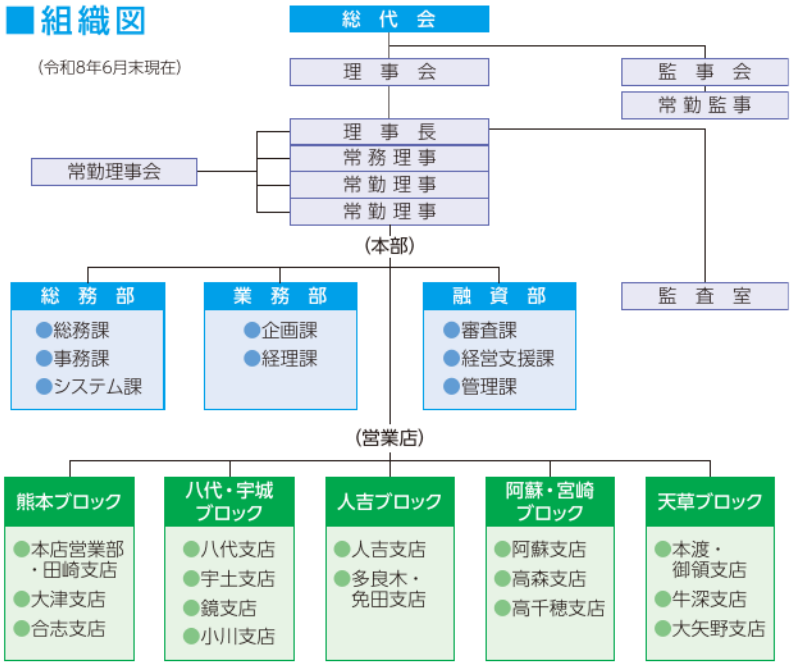
沿革

1950年 昭和25年	11月	人吉球磨信用組合設立
1953年 昭和28年	2月	牛深信用組合設立 (昭和33年7月設立の河浦信用組合との合併)
	11月	大津信用組合設立
1955年 昭和30年	6月	阿蘇信用組合設立
	12月	信用組合三和興銀設立
1956年 昭和31年	10月	鏡信用組合設立
1958年 昭和33年	8月	熊本綜合食品信用組合設立
	11月	八代信用組合設立
1960年 昭和35年	6月	三角信用組合設立
1961年 昭和36年	11月	宇土市信用組合設立
	12月	松橋信用組合設立
1985年 昭和60年	4月	熊本県信用組合発足(上記11組合合併)
1991年 平成3年	5月	阿蘇支店新築移転
1992年 平成4年	11月	免田支店新築移転
1998年 平成10年	6月	高森支店移転
1999年 平成11年	3月	御領支店新築移転
2006年 平成18年	9月	宮崎県北部信用組合と合併
2007年 平成19年	2月	本店営業部・本部、熊本市紺屋今町1-1に移転
2013年 平成25年	3月	「経営革新等支援機関」の認定を受理
2014年 平成26年	3月	日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結(創業分野)
		熊本県中小企業診断士協会と業務提携に係る覚書を締結(経営支援業務)
	7月	熊本県商工会連合会と小規模事業者支援に係る連携協力協定を締結
	10月	日本政策金融公庫と証券化支援業務に係る基本契約を締結(農業分野)
2015年 平成27年	9月	大分県信用組合、鹿児島興業信用組合、宮崎県南部信用組合と包括的連携協定を締結
	10月	日本政策金融公庫延岡支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
	11月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (多良木町、高森町)
	12月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (高千穂町、阿蘇市、宇城市、人吉市)
2016年 平成28年	1月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (南阿蘇村、熊本市)
		南九州税理士会宮崎県連合会、宮崎県南部信用組合との「けんしんビジネスパートナー」取扱いに関する覚書締結
	2月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (山江村、苓北町)
	3月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (宇土市、八代市、あさぎり町)
	11月	熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)復興計画の認定を受け、当組合が代表を務める「熊本地震の被災事業者を支え合うけんしんグループ」を立ち上げる。
2017年 平成29年	4月	管理部を融資部に統合、事務部事務課を総務部に、事務部システム課を業務部に統合し、本部組織を3部1室とする。
2018年 平成30年	2月	南阿蘇村及び熊本県信用保証協会との「中小企業支援に関する基本協定」を締結
	4月	TKC九州会との「TKCモニタリング情報サービス」の取扱開始に係る覚書締結
		熊本県中小企業家同友会との中小企業等支援に関する協定の締結
	6月	信託業法に基づく信託契約代理店登録に伴い、「しんくみ相続信託」の取扱開始
2019年 平成31年	2月	熊本県国民年金基金との業務委託契約締結
	4月	熊本県よろず支援拠点とのタイアップによる「けんしん経営相談会」発足
令和元年	11月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結(合志市)
2020年 令和2年	1月	高浜支店を本渡支店に統廃合
	2月	合志支店開設
	8月	人吉支店リニューアルオープン
2022年 令和4年	2月	天明支店を宇土支店に統廃合
	3月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(熊本県及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
	5月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(宇土市及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
	11月	阿蘇市、高千穂町、別府市、別府商工会議所、大分県信用組合と「交流人口増加支援に係る覚書」を締結
2023年 令和5年	2月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(人吉市及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
		「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(高森町及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
	4月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (天草市、上天草市)
	7月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結(大津町)
	10月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(菊陽町及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
	11月	御領支店を本渡支店内に移転(店舗内店舗)
	12月	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結 (湯前町)
2024年 令和6年	2月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(八代市及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
	11月	免田支店を多良木支店内に移転(店舗内店舗)
2025年 令和7年	1月	「宇土市事業承継連携支援に関する協定書」を締結 (宇土市、宇土市商工会、県商工会連合会及び各金融機関)
		「事業承継・創業連携支援に関する協定書」を締結(合志市、合志市商工会、県商工会連合会及び各金融機関)
	3月	「人吉球磨地域における事業承継等に係る広域連携支援に関する協定書」を締結(熊本県、人吉市、県商工会連合会及び関係各機関)
		「高森町事業承継連携支援に関する協定書」を締結(高森町、高森町商工会、県商工会連合会及び各金融機関)
	8月	「子ども食堂に関する基本協定書」を締結(南阿蘇村及び一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク)
	11月	「田崎支店を本店営業部内に移転(店舗内店舗) 山都町事業承継連携支援に関する協定書」を締結(山都町、山都町商工会、県商工会連合会及び各金融機関)
2026年 令和8年	3月	「地域活性化に関する包括連携協定書」を締結(高森町) 「南阿蘇村事業承継・創業連携支援に関する協定書」を締結(南阿蘇村、南阿蘇村商工会、県商工会連合会及び各金融機関)

事業の組織（組織図／役員／職員数／会計監査人の名称／主な経営指標の推移）

■組織図

（令和8年6月末現在）



■役　員

（令和8年6月末現在）

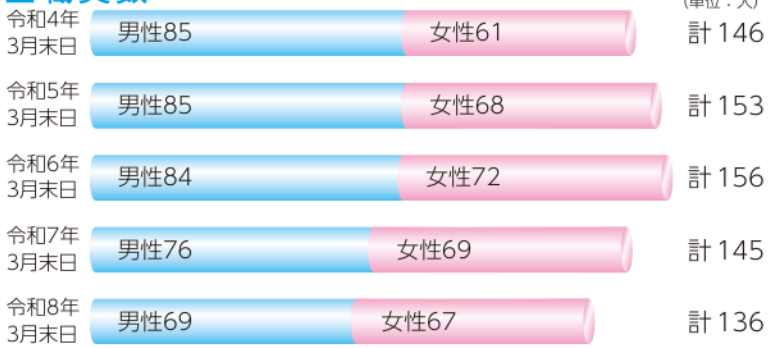
役　職	氏　名
理　事　長	出　田　貴　康
常　務　理　事	津　野　　誠
常　勤　理　事	上　野　裕　二
〃	幸　村　大　輔
理事（非常勤）	月　田　求　仁　敬
〃	伊　藤　昌　一
〃	松　尾　良　司
〃	岩　永　良　成
〃	福　本　桂　三
〃	吉　冨　訓　生
〃	興　梠　俊　茂
常　勤　監　事	兒　玉　和　弘
監事（非常勤）	宮　川　貞　雄
〃	村　山　雅　則

（注）監事のうち宮川貞雄氏は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事であります。

当組合は、職員出身者以外の理事8名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めております。

■職員数（役員は除きます。）

（単位：人）



■会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（令和8年6月末現在）

■主な経営指標の推移

（単位:千円）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経　常　収　益	2,150,739	2,120,222	2,224,447	2,231,443	2,377,738
経　常　利　益	349,031	169,244	236,936	330,186	222,693
当　期　純　利　益	281,246	174,835	230,763	310,937	217,029
預　金　積　金　残　高	108,511,569	110,309,556	114,266,586	107,202,364	107,938,965
貸　出　金　残　高	70,997,718	71,267,932	73,796,551	73,091,043	75,484,120
有　価　証　券　残　高	7,290,226	7,650,130	8,118,771	8,287,493	9,056,216
総　資　産　額	136,590,669	136,900,212	139,402,344	126,480,554	121,084,908
純　資　産　額	6,359,631	6,377,279	6,505,061	5,640,890	5,760,899
自己資本比率(単体)	10.80 %	10.53 %	9.95 %	9.56 %	9.36 %
出　資　総　額	4,717,354	4,589,236	4,515,021	4,455,681	4,384,304
出　資　総　口　数	4,717,354 口	4,589,236 口	4,515,021 口	4,455,681 口	4,384,304 口
出資に対する配当金	29,068	28,765	35,142	25,643	25,303
職　員　数	146 人	153 人	156 人	145 人	136 人

（注）1. 残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

令和7年度決算の概況

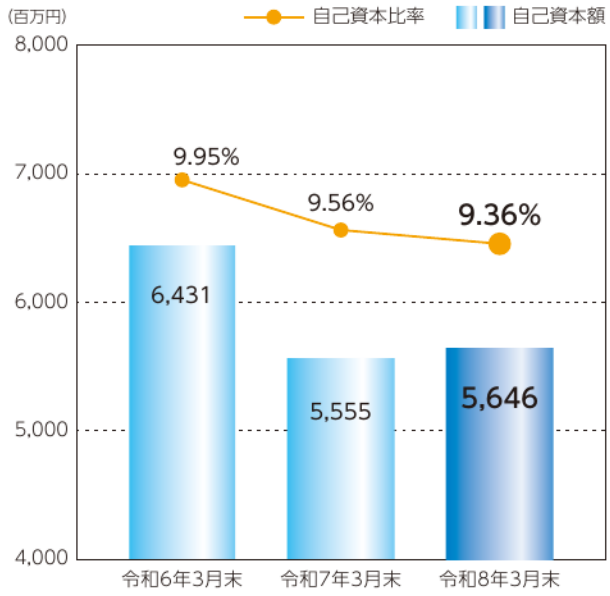
自己資本比率・自己資本額の推移

自己資本比率は9.36%に低下

自己資本額は前期末に対して91百万円増加の5,646百万円となりましたが、貸出金の増加により、リスクアセットの額が2,207百万円増加の60,293百万円となり、自己資本比率は前期末に対し0.20ポイント低下の9.36%となりました。

単位:百万円

	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
自己資本額	6,431	5,555	5,646
自己資本比率	9.95%	9.56%	9.36%



不良債権比率・不良債権額の推移

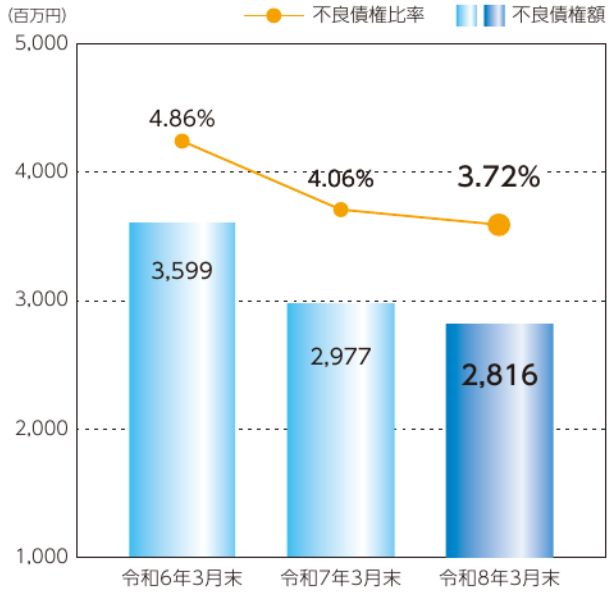
不良債権比率は前期末より改善

不良債権額は、前期末に対して161百万減少の2,816百万円となりました。

不良債権比率は、前期末に対し0.34ポイント改善の3.72%となりました。

単位:百万円

	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
不良債権額	3,599	2,977	2,816
不良債権比率	4.86%	4.06%	3.72%



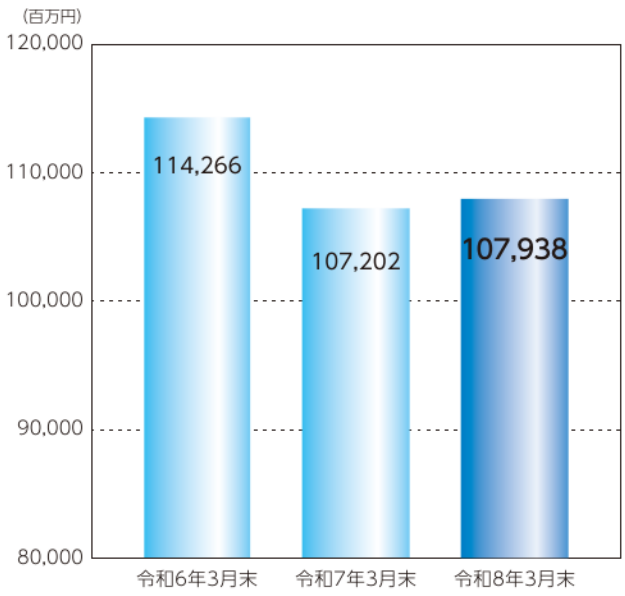
預金積金の残高推移

預金は前期末より増加

預金積金残高は、一般預金は減少傾向となりましたが、公金預金の増加により前期末に対して、736百万円増加の107,938百万円となりました。

単位:百万円

	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
預金	114,266	107,202	107,938



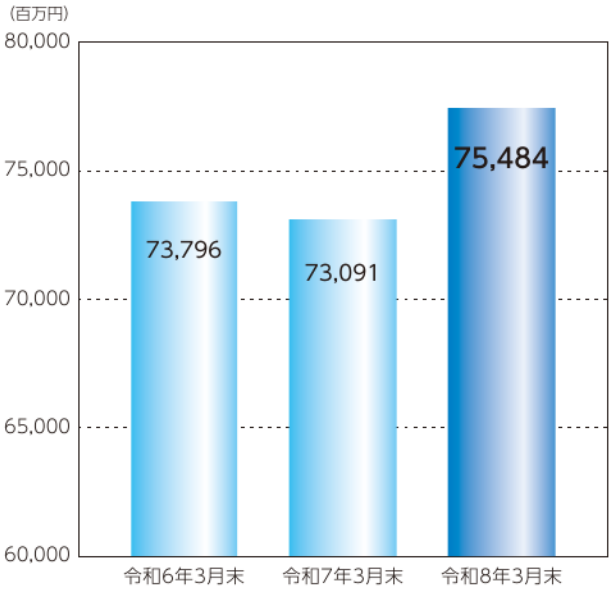
貸出金の残高推移

貸出金は前期末より増加

貸出金残高は、事業性融資の増加により前期末に対して、2,393百万円増加の75,484百万円となりました。

単位:百万円

	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
貸　出　金	73,796	73,091	75,484



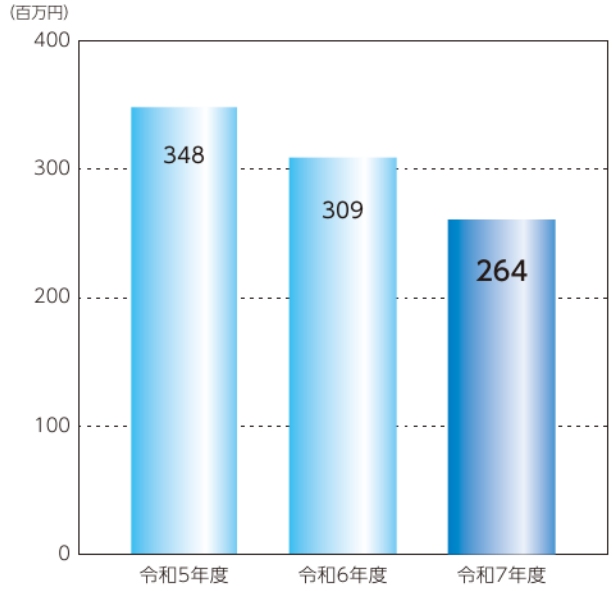
コア業務純益の推移

コア業務純益は前期より減益

金融機関の本業による利益を示すコア業務純益は、前期より45百万円減少の264百万円となりました。

単位:百万円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
コア業務純益	348	309	264



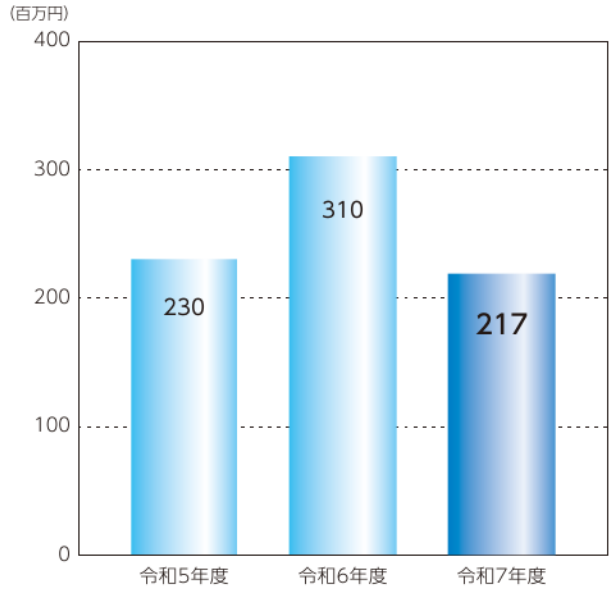
当期純利益の推移

当期純利益は20期連続の黒字確保

当期純利益は、前期より93百万円減少の217百万円となりました。

単位:百万円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当期純利益	230	310	217



事 業 の 概 況

1. 金融経済環境

令和7年度の日本経済は、米国をはじめとした各国の通商政策等の影響を受けつつも、企業収益は高水準を維持、個人消費は物価上昇の影響があるものの、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しました。

一方、賃金上昇分の販売価格への転嫁、米の価格急騰に加え、円安の進行による食料や資材品価格等の上昇により、物価指数は対前年比約3%の上昇率で推移しており、年末、日本銀行は政策金利を1月以来2度目の引上げを行い0.75%といたしました。

県内においては停滞していたJASM第2工場の建設工事が、令和8年秋以降本格化することから、立地する菊陽町及び近隣地域を中心に今後も旺盛な経済活動が期待できるものの、円安基調の下、原油価格の高騰による一層の物価高や賃金増加など地域中小企業にとって、さらに厳しさが増すことが懸念されます。

2. 業績の概要

令和7年度の預金積金は、一般預金は減少傾向となったものの、地公体預金の増加等により、期末残高が前年度末比0.68%増加の107,938百万円、期中平均残高は前年度比2.54%減少の107,387百万円となりました。

貸出金は、取引先の深耕や新規開拓を積極的に取り組み、また、資金需要が旺盛な県北、熊本市内を中心とした商品・収益物件に取り組んだ結果、期末残高は前年度末比3.27%増加の75,484百万円、期中平均残高は前年度比1.03%増加の73,971百万円となりました。

損益の状況は、融資推進に積極的に取り組んだ結果、期中平均残高が増加したことにより、貸出金利息が増加しました。また、市場金利上昇による影響もあり預け金利息が増加したことから資金運用収益が増加、臨時収益も前年度から増加したことから経常収益は前年度比146百万円増加の2,377百万円となりました。

一方、市場金利上昇の影響により預金積金利息が増加、人件費高騰の影響等もあり、経費面も増加し、また、取引先の経営悪化に備えた引当金が増加したことにより経常費用は前年度比253百万円増加の2,155百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比107百万円減少の222百万円となり、特別損益を加味した税引前当期純利益は221百万円、当期純利益は217百万円となりました。

自己資本比率は、前年度比0.20ポイント低下し9.36%となりましたが、法令で求められている国内基準の自己資本比率4%を大きく上回りました。

3. 対処すべき課題

昨今、日本銀行が金融政策を変更したことで「金利のある世界」に移行しており、各金融機関とも預金金利の引き上げが先行し、金利上昇局面における利鞘の縮小、取引先の競合等一層の競争の激化が予想されるなか、一方では中東情勢の混迷で原油高が再燃するなど世界経済への影響が懸念され、地域経済の先行き不透明感も一層強まっています。

このような状況の中で、当組合は、お客様の状況を的確に把握し、適切な資金繰り等の支援を行うために、お客様との接点を増やし関係性をより強化します。また、今後の組合の経営基盤をより強化していくために、①新店舗出店地域等の決定、②研修の受講促進による人材の育成強化、③渉外支援システム導入・事務の総点検による業務効率化、④コンプライアンスの保持とリスク管理の徹底等の課題に取り組んでいくこととしています。

今後も地域の資金を地域に活かすことを使命とし、一番身近な存在として期待に応えるため、組合員等、お客様に寄り添い、取引基盤の強化に努めてまいります。

■貸借対照表（資産の部）

（単位:千円）

科目	令和7年3月末（第75期）	令和8年3月末（第76期）
（資産の部）		
現金	**1,818,765**	**1,620,108**
預け金	**41,647,818**	**33,171,062**
有価証券	**8,287,493**	**9,056,216**
国債	3,801,018	3,800,591
地方債	2,015,189	2,283,448
社債	2,394,285	2,895,176
株式	77,000	77,000
貸出金	**73,091,043**	**75,484,120**
割引手形	－	－
手形貸付	7,191,128	7,128,401
証書貸付	63,980,615	66,330,385
当座貸越	1,919,299	2,025,333
その他資産	**943,628**	**1,059,144**
未決済為替貸	15,061	13,473
全信組連出資金	474,000	474,000
前払費用	8,293	11,260
未収収益	184,602	167,859
その他の資産	261,671	392,551
有形固定資産	**1,030,610**	**1,011,474**
建物	187,838	178,962
土地	670,670	670,670
その他の有形固定資産	172,102	161,841
無形固定資産	**44,425**	**37,514**
ソフトウェア	35,623	28,762
その他の無形固定資産	8,802	8,752
繰延税金資産	**436,000**	**438,000**
債務保証見返	**72,641**	**72,040**
貸倒引当金	**△ 891,874**	**△ 864,773**
（うち個別貸倒引当金）	△ 783,229	△ 790,235
資産の部合計	**126,480,554**	**121,084,908**

■貸借対照表（負債の部及び純資産の部）

（単位:千円）

科目	令和7年3月末（第75期）	令和8年3月末（第76期）
（負債の部）		
預金積金	**107,202,364**	**107,938,965**
当座預金	721,441	271,475
普通預金	41,499,505	41,708,159
貯蓄預金	39,877	40,187
通知預金	473,196	401,739
定期預金	60,696,878	62,033,774
定期積金	3,188,330	3,041,095
その他の預金	583,135	442,532
借用金	**13,000,000**	**6,600,000**
当座借越	13,000,000	6,600,000
その他負債	**340,489**	**468,076**
未決済為替借	33,598	41,959
未払費用	53,939	122,864
給付補填備金	844	1,873
未払法人税等	8,151	7,366
前受収益	79,503	93,061
払戻未済金	59,340	71,377
職員預り金	71,122	78,858
その他の負債	33,989	50,716
賞与引当金	**46,866**	**54,501**
退職給付引当金	**83,408**	**84,700**
睡眠預金払戻損失引当金	**2,538**	**2,155**
偶発損失引当金	**19,334**	**31,550**
再評価に係る繰延税金負債	**72,019**	**72,019**
債務保証	**72,641**	**72,040**
負債の部合計	**120,839,663**	**115,324,008**
（純資産の部）		
出資金	**4,455,681**	**4,384,304**
普通出資金	2,727,681	2,656,304
優先出資金	1,192,000	1,192,000
その他の出資金	536,000	536,000
資本剰余金	**2,146**	**2,146**
その他資本剰余金	2,146	2,146
利益剰余金	**1,046,533**	**1,237,919**
利益準備金	214,094	245,194
その他利益剰余金	832,439	992,725
特別積立金	61,274	303,000
（うち目的積立金）	61,274	303,000
当期未処分剰余金	771,165	689,725
組合員勘定合計	**5,504,360**	**5,624,370**
土地再評価差額金	**136,529**	**136,529**
評価・換算差額等合計	**136,529**	**136,529**
純資産の部合計	**5,640,890**	**5,760,899**
負債及び純資産の部合計	**126,480,554**	**121,084,908**

貸借対照表注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	483百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	660百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△294百万円

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　22年～39年
その他　3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(要管理先)に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(正常先)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間又は1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて決定した予想損失率により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、監査室が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,759百万円であります。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項 (令和7年3月31日現在)

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 (自令和6年4月　至令和7年3月)
0.881%
(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。
本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

11. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

13. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金の見積り
(1)計算書類等に計上した金額
貸倒引当金864百万円
(2)見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報
① 見積り金額の算出方法
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。
② 見積りの算出に用いた主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
③ 翌事業年度の計算書類等に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合においては、損失が増減する可能性があります。

14. 追加情報
その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した536百万円が含まれております。

15. 金融商品の状況に関する事項

⑴金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

⑵金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク並びに金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

⑶金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行っております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

業務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務部を通じ、理事会及びALM委員会に定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、有価証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは分散共分散法(保有期間90日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で192百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは、捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 預け金 (※1)	33,171	32,693	△ 477
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,979	8,014	△ 965
(3) 貸出金 (※1)	75,484		
貸倒引当金 (※2)	△ 830		
	74,653	75,658	1,004
金融資産計	116,804	116,366	△ 437
(1) 預金積金 (※1)	107,938	107,374	△ 564
(2) 借用金	6,600	6,562	△ 37
金融負債計	114,538	113,936	△ 602

(※1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

⑴預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

⑵有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17から21に記載しております。

⑶貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

⑴預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

⑵借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入について想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	77
全信組連出資金 (※)	474
合　計	551

(※) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,800	3,084	△716
	地方債	2,283	2,146	△137
	社債	2,895	2,783	△111
	その他	—	—	—
	小計	8,979	8,014	△965
合計		8,979	8,014	△965

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
(4)その他有価証券に区分した有価証券はありません。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

20. 満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	299	4,303	1,794	2,581
国債	—	1,002	599	2,198
地方債	100	1,100	700	383
社債	199	2,200	495	—
その他	—	—	—	—
合計	299	4,303	1,794	2,581

21. 減損処理を行った有価証券はありません。

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,310百万円
危険債権額	1,426百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	162百万円
合計額	2,899百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当事業年度はありません。

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,016百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,016百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額　1,918百万円

26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
4百万円

27. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸倒償却	940百万円
未収利息	50百万円
その他引当金	33百万円
賞与引当金	15百万円
税務上の繰越欠損金(注1)	427百万円
その他	128百万円
繰延税金資産小計	1,597百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△306百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△852百万円
評価性引当額小計	△1,159百万円
繰延税金資産合計	438百万円

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金	251	—	104	35	35	427
評価性引当額	△212	—	△57	△1	△35	△306
繰延税金資産	39	—	47	34	—	121

(注)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	9,600百万円
	有価証券	6,000百万円
担保資産に対応する債務	借用金	6,600百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために、預け金4,808百万円を担保として提供しております。

29. 出資1口当たりの純資産額は1,715円53銭であります。

■損益計算書

（単位:千円）

科　目	令和6年度（第75期）	令和7年度（第76期）
経常収益	**2,231,443**	**2,377,738**
資金運用収益	2,072,403	2,203,457
貸出金利息	1,900,544	2,011,363
預け金利息	112,014	128,530
有価証券利息配当金	39,991	49,180
その他の受入利息	19,852	14,383
役務取引等収益	100,296	108,082
受入為替手数料	25,959	26,802
その他の役務収益	74,336	81,280
その他業務収益	14,993	16,565
その他の業務収益	14,993	16,565
その他経常収益	43,751	49,633
償却債権取立益	30,729	24,031
その他の経常収益	13,021	25,601
経常費用	**1,901,257**	**2,155,045**
資金調達費用	76,169	237,051
預金利息	73,766	223,895
給付補填備金繰入額	523	1,803
借用金利息	1,565	11,052
その他の支払利息	314	300
役務取引等費用	357,659	357,634
支払為替手数料	29,154	27,775
その他の役務費用	328,505	329,858
その他業務費用	1	837
その他の業務費用	1	837
経費	1,444,567	1,468,406
人件費	855,557	872,894
物件費	529,367	537,098
税金	59,643	58,412
その他経常費用	22,859	91,115
貸倒引当金繰入額	15,145	50,264
貸出金償却	1,106	5,474
その他資産償却	186	34
その他の経常費用	6,422	35,342
経常利益	**330,186**	**222,693**
特別利益	**－**	**－**
固定資産処分益	－	－
特別損失	**19,171**	**844**
固定資産処分損	558	844
減損損失	18,613	－
税引前当期純利益	**311,014**	**221,849**
法人税、住民税及び事業税	**8,151**	**6,820**
法人税等調整額	**△ 8,074**	**△ 2,000**
法人税等合計	**76**	**4,820**
当期純利益	**310,937**	**217,029**
繰越金（当期首残高）	**472,505**	**472,696**
土地再評価差額金取崩額	**△ 12,278**	**－**
優先出資消却積立金取崩額	**1,078,725**	**－**
自己優先出資消却額	**△ 1,078,725**	**－**
当期未処分剰余金	**771,165**	**689,725**

（注）
1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
　なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益　75円20銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表上の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

（単位:円）

当期未処分剰余金	689,725,548
これを次のとおり処分いたします。	
利益準備金	22,000,000
出資に対する配当金	25,303,566
（優先出資に対する配当金	11,920,000）
（普通出資に対する配当金	13,383,566）
特別積立金	167,000,000
（優先出資消却積立金	167,000,000）
計	214,303,566
繰越金（当期末残高）	475,421,982

法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案等の計算書類については「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書等は、上記の計算書類に基づき作成しております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第76期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月29日

熊本県信用組合

理事長　出田貴康

■中小企業の経営の改善のための取組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法が期限を迎えましたが、当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においてもこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といった中小企業金融円滑化の取組みを積極的に継続してまいります。

⑴当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様、お客さまの状況を十分に把握したうえで、関係金融機関とも連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。

⑵当組合は、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案するなど、コンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでまいります。

2. 金融円滑化等ご相談窓口のご案内

⑴営業店のご相談窓口
担当部署:各営業店の窓口係

⑵本部のご相談窓口
担当部署:融資部経営支援課(熊本県信用組合本部内)
住　　所:熊本市中央区紺屋今町1-1　シティ12ビル
電話番号:096-353-1200(代表)

※上記窓口の受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日　12月31日～1月3日を除く。)

3. 取組み状況

当組合では、商工会議所、商工会連合会、県中小企業活性化協議会、県よろず支援拠点、熊本県中小企業経営支援連携会議(通称:がんばろう!くまもと経営支援ネットワーク)、宮崎県中小企業経営支援連携会議(通称:みやざき経営アシスト)などの外部支援機関との連携及び活用を図り、お客さまの経営改善に向けた取組みを積極的に進めております。

4. 経営改善支援等の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数　A	うち経営改善支援取組み先数　α				経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数　β	αのうち期末に債務者分が変化しなかった先数　γ	αのうち再生計画を策定した先数　δ	α/A	β/α	δ/α
583	30	1	27	19	5.1%	3.3%	63.3%

(注)1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「α(アルファー)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含みますがβには含んでおりません。
5. 「α(アルファー)のうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「α(アルファー)のうち再生計画を策定した先δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、(株)整理回収機構支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計計数です。
7. 期中に新たに取引を開始した先は、本表に含みません。

5. 人材の育成

中小企業および小規模事業者の方々の支援を行うためのスキル向上を目的として、関連組織・団体等主催の各種研修会や勉強会、連携会議等に出席しています。

また、職員の業務知識向上のため資格取得奨励制度により各種検定試験等の取得を支援しています。

6. 連携支援

当組合は、中小企業および小規模事業者の方々が抱えている高度・専門的な経営課題に対し、支援をすることにより、中小企業および小規模事業者の方々が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図るとともに、地域経済の安定に貢献するため、地方公共団体や商工会議所・商工会、信用保証協会等の関係機関と連携しながら地域経済全体の活性化と同時に顧客企業の事業拡大や経営改善に取組んでいます。

更に、一般社団法人熊本県中小企業診断士協会と当組合は、取引先企業に対する経営支援に関し、相互に協力、連携することにより円滑かつ有効な経営支援を行い、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、平成26年3月31日に取引先企業等の経営支援業務に係る覚書を締結し、事業DD(デューデリジェンス)、財務DD(デューデリジェンス)の作成支援の強化を図っています。

7.「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」及びその取組み状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

○「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例

1. 主債務者及び保証人の状況
債務者は養殖業を営む水産会社。運転資金申込時に、代表者変更に伴い、財務内容が健全であることから、経営者保証なしでの取組要望を受けた。経営者保証に関するガイドラインの説明を行ったところ、利用したいとの申出があり、経営者保証なしで対応したもの。

2. 取組み内容
①事業活動に必要な本社、工場等の資産は、すべて法人所有となっており、法人と代表者個人との資産が明確に分離されている。
②当組合からの財務状況等の報告依頼に対しても、誠実に対応されており、貸出金の履行状況も良好に推移している。
③法人単体でのキャッシュフローで、返済能力は十分に確保されている。上記内容を検討し、担保保証による保全はされていないものの、代表者の保証を求めることなく、取組を行うこととした。

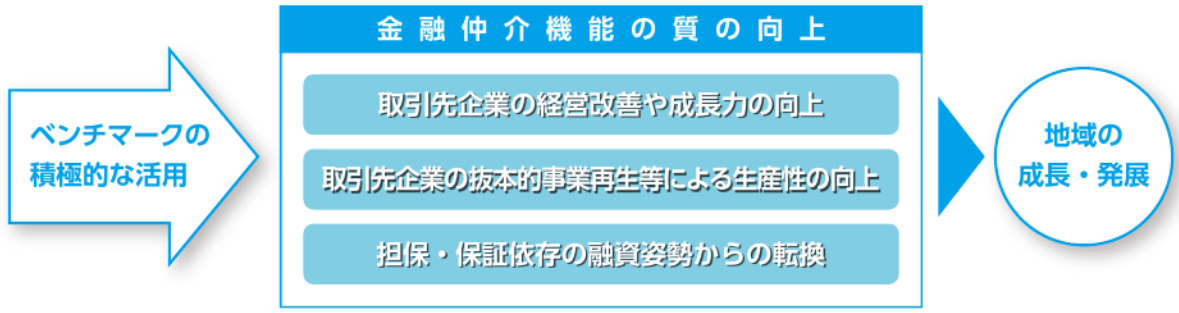
○「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	214件	356件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.63%	13.59%
保証契約を解除した件数	5件	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成約件数(当組合をメイン金融機関として実施したもの)	0件	0件

「金融仲介機能のベンチマーク」の取組み

当組合の取組方針

当組合では、地域の活性化につながるお客さまの発展・成長に向けた支援に取り組んでいます。
「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介機能の質の向上に努め、お取引先の皆さまのニーズや課題に応じたご融資やソリューション(解決策)の提供を積極的に進めてまいります。
なお、当組合は従来からお取引先の業況を把握した融資取組みを行っておりますが、平成29年度から事業性評価の基本方針を具体的に定め、お取引先の更なる業況把握に努めております。



共通ベンチマーク1 【金融仲介機能】取引先企業の経営改善や成長力の向上

ベンチマーク：金融機関がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数および同先に対する融資額

メイン先数	512先	うち経営指標等が改善した先数	355先
メイン先の融資残高	203億円	上記の融資残高	151億円

定義	○メイン先……当組合の融資残高が最も多い先 ○経営改善指標等改善先…前期比で、売上高、労働生産性、従業員数のうち一つでも改善した先

当組合をメインとしてご利用いただいているお取引先のうち69%が改善

共通ベンチマーク2 【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	54先	うち好調先	7先
		うち順調先	33先
		うち不調先	14先

定義	○好調先……売上高が計画比120%超の先 ○順調先……売上高が計画比80%～120%以下の先 ○不調先……売上高が計画比80%未満の先　※不調先には経営改善計画なしの先も含みます。

貸付条件変更を実施し、かつ経営改善計画を策定しているお取引先のうち、74%の計画が順調に進捗

「金融仲介機能のベンチマーク」の取組み

共通ベンチマーク3 【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が関与した創業、第二創業の件数

当組合が関与した創業件数	17件	当組合が関与した第二創業件数	5件

定義	○創業支援…創業計画の策定支援、創業期取引先への融資、政府系金融機関等への紹介、ベンチャー企業への投融資・助成金 ○第二創業…すでに事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること、既存の事業を譲渡した経営者等が新規事業を開始すること、抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建すること

計22件のお取引先の創業支援、第二創業支援に関与

共通ベンチマーク4 【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）および融資残高
与信には融資のほか、融資枠の設定（残高なしを含みます。）や保証などを含みます。

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	2,094先	180先	175先	694先	78先	95先
上記与信先に係る融資残高	481億円	41億円	93億円	209億円	20億円	12億円

※上記ライフステージに該当しない財務登録データのない先　872先/104億円

定義	○創業期……創業、第二創業から5年までの先 ○成長期……売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先 ○安定期……売上高平均で直近2期が過去5期の120%から80%の先 ○低迷期……売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先 ○再生期……貸付条件の変更または延滞がある先

全与信先の41%が「成長期」、「安定期」に区分

共通ベンチマーク5 【金融仲介機能】担保・保証依存の融資姿勢からの転換

ベンチマーク：金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資額、全与信先数および融資額に占める割合

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	413先	156億円
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	17.8%	31.6%

定義	事業性評価に基づく融資先……当組合独自の評価手法により実施したお取引先

**事業性評価先は全与信先の17.8%
融資残高は31.6%　＝　事業性評価を行っているお取引先に対し、積極的に融資対応**

地域を応援する取組み

SDGsの取組みについて

当組合では、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同し、目標達成に向けた持続可能な社会の実現に努めることを目的として、SDGsの取組みを宣言しています。

4つの重要課題への取組みを推進し、経営理念に基づいた取組みを強化することで、地域の持続的な発展と当組合の企業価値向上を図り、SDGsの実現を目指します。





「一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク」との連携およびこども食堂応援定期の取扱い

当組合は、SDGsの取組みの一環として「一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク」と連携して、こども食堂の支援を行うため、様々な形で積極的にサポートしております。

今後も様々な支援を行い、当組合の営業エリアである熊本県及び宮崎県の発展に尽力いたします。

また、県内のこども食堂の活動支援の一助としまして「こども食堂応援定期」の取扱いを開始し、募集総額の0.05%相当額を寄付金として「一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク」に贈呈いたしました。

【取扱期間】令和7年7月10日～令和7年9月30日
【募集総額】20億円
【預入金額】10万円以上2,000万円以内
【適用利率】組合員0.40%、
非組合員0.28%



寄付金贈呈式



地方公共団体等との連携協定

当組合は地方公共団体、熊本県商工会連合会および各連携機関と、事業承継連携支援に関する協定を締結しました。

地域の中小企業・小規模事業者の事業承継における支援を通して、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。



令和7年11月26日　山都町


令和8年3月17日　南阿蘇村

「健康診査事業の推進に関する覚書」の締結及び「けんしん健康増進定期預金」の取扱い

地方における人口構成の高齢化が急速に進み、生活習慣病などで死亡される方が増加しているほか、医療費も年々増加しています。

当組合では、健康診査の受診率アップと市町村民の健康増進への意識向上及び医療費抑制につなげるとともに、住民の健康づくり、地域の活性化を図るため、自治体と「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結し、自治体の医療事業をサポートすることを目的とした定期預金の金利上乗せによる商品を取り扱っています。

令和5年度の湯前町との覚書締結により、9市7町2村と覚書を締結させていただきました。

■締結状況

平成27年	11月	多良木町、高森町
	12月	高千穂町、阿蘇市、人吉市、宇城市
平成28年	1月	南阿蘇村、熊本市
	2月	山江村、苓北町
	3月	宇土市、八代市、あさぎり町
令和元年	11月	合志市
令和 5年	4月	天草市、上天草市
	7月	大津町
	12月	湯前町

■商品の主な特徴

【ご利用対象者】

覚書を締結した自治体にお住まいの方で、次の①又は②の健康診査を預入日の1年以内に受診された方

① 国民健康保険被保険者（40歳～74歳）の方で、特定健康診査を受診された方

② 後期高齢者医療被保険者（75歳以上又は65歳～74歳の方で、一定の障がいがあり広域連合から障害認定を受けた方）であり後期高齢者医療の健康診査を受診された方

【預入金額】10万円以上300万円以内
【預入期間】1年
【適用利率】店頭表示利率+0.20%
【取扱実績】550件　1,245百万円
（令和8年3月31日現在）



令和2年7月豪雨に関する地域復興支援の取組み

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

令和2年7月豪雨の影響による球磨川水系の氾濫・決壊に伴い、多くの方が被災され、中でも人吉地区は甚大な被害に見舞われました。
当組合人吉支店も浸水しました。

一日も早い復興をお祈りするとともに、引き続きお客様や地域の状況把握に努め、被災地の復旧に向けた取組みを全力で行ってまいります。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の取扱い

平成28年熊本地震により被災された皆さまの一日も早い復旧・復興を願い、当組合は「自然災害による被災者債務整理に関するガイドライン」の利用先から12先の受付を行ない、うち7先の同意書発行、4先の特定調停に同意しています。

また、「コロナ特性による債務整理ガイドライン」の利用先から3先の受付を行い、うち3先の同意書発行、1先の特定調停に同意しています。

創業・新事業支援融資の取組み

創業、新規事業を行う又は行った個人及び中小企業者の方が事業を行うために必要な資金のご相談やご融資に関して取り組んでいます。

■融資実績（令和7年度）：**22件　150百万円**

事業承継の取組み

事業承継をお考えの個人事業者及び中小企業者の方の相談、アンケート等に関して取り組んでいます。

中小企業に適した資金供給手法

動産・債権譲渡担保融資

■取組実績（令和7年度中）：**1件　4百万円**

（注）1.「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。
2. 残高は、当組合とお客さまとの間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。
3. 動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としています。

総代、地域商工団体等との連携

総代、地域商工団体等との連携により、中小企業、小規模事業者及び勤労者の方々のニーズに適合した金融サービスの提供を目指し、当組合の役員・地区総代との意見交換会と懇談会を開催しています。

産学連携の大学提携事業

平成21年度より信用組合業界の中央機関である一般社団法人全国信用組合中央協会が推進する産学連携の大学提携事業に取り組んでいます。

「地域金融の重要性と信用組合の役割」をテーマとして、地域の発展に貢献する信用組合の存在意義や使命について、理事長自ら講師となり、次世代を担う学生へメッセージを発信しています。

開催日	大学名	開催日	大学名
2009年7月3日(金)	熊本県立大学	2017年11月15日(水)	熊本学園大学
2009年12月21日(月)	熊本学園大学	2018年7月17日(火)	熊本県立大学
2010年5月26日(水)	熊本学園大学	2018年11月9日(金)	熊本学園大学
2010年6月18日(金)	熊本県立大学	2019年7月16日(火)	熊本県立大学
2013年12月16日(月)	熊本学園大学	2019年11月21日(木)	熊本学園大学
2014年7月1日(火)	熊本県立大学	2021年7月20日(火)	熊本県立大学
2014年11月20日(木)	熊本学園大学	2021年11月18日(木)	熊本学園大学
2015年6月3日(水)	久留米大学	2023年7月24日(月)	熊本県立大学
2015年6月30日(火)	熊本県立大学	2023年11月28日(火)	熊本学園大学
2015年11月17日(火)	熊本学園大学	2024年5月14日(火)	熊本県立大学
2016年7月12日(火)	熊本県立大学	2024年12月24日(火)	熊本学園大学
2016年11月21日(月)	熊本学園大学	2025年5月13日(火)	熊本県立大学
2017年7月11日(火)	熊本県立大学	2025年12月12日(金)	熊本学園大学
2017年7月14日(金)	宮崎産業経営大学		

「しんくみピーターパンカード」の取扱い

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供たちとその家族のこころと身体の健全な育成を支援するカードです。

ピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の0.5%が信用組合と株式会社オリエントコーポレーションからチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・モンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付されます。（※カードご利用者に負担をおかけすることはありません）

当組合では、平成14年から熊本県信用組合協会を通じて、地元の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動などに協力しております。

『すべての未来の大人たちに、今、私たちから何かを贈りたい。すべての子供たちの輝かしい笑顔のための何かを。』

そんな思いをかたちにする「しんくみピーターパンカード」を今後とも応援してまいります。





令和8年3月5日　社会福祉法人立正福祉会高森寮
同施設にて寄付金贈呈

■寄付金実績（熊本県信用組合協会資料より）：**29回**
累計金額：4,061,130円（令和8年3月31日現在）

個社別の経営課題解決を目的に「けんしん経営相談会」を開催

平成21年2月に発足した「けんしん経営塾」については、地域活性化の柱である企業の育成・支援を主たる目的として、経営者や経営幹部の方々を組織化し、経営に関する勉強会の開催や情報サービスを提供し、平成31年2月で10年の節目を迎えました。

令和元年度より、個社別の経営課題解決を目的に、従来の集合型勉強方式から、「熊本県よろず支援拠点」との連携による地区毎の出張個別相談会「けんしん経営相談会」に切り替えて経営支援を実施しています。





ご意見箱の設置

平成21年6月からお客さまのご意見・ご要望等を当組合の業務運営に活かしていくことを目的として、営業店の窓口に「ご意見箱」を設置しています。

「窓口対応に関するご指導」、「業務に対する要望」など大切なご意見を反映するために関連部署で内容等を十分に検討・協議したうえで、定期的に理事会へ報告しています。

社会貢献活動について

「しんくみの日週間」(令和7年9月1日から1週間)において各地区で活動いたしました。

■営業店において、清掃活動等を実施しました。


八代支店　八代宮参道の清掃活動


人吉支店　人吉駅周辺の清掃活動


牛深支店　牛深中央公園の清掃活動


合志支店　ひまわり公園の清掃活動

■熊本県信用組合協会主催のもと当組合本店営業部前にて「いきいき献血運動」を実施し、多くの皆さまにご協力いただきました。ありがとうございました。









■東日本大震災、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨ならびに令和6年能登半島地震への対応

信用組合業界では、東日本大震災、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨ならびに令和6年能登半島地震により被災された方々を支援するため、義援金活動を実施いたしました。

皆さまから多くの義援金が寄せられました。ここにあらためて、当組合の組合員をはじめとするお客さまのご厚情に対して、衷心より感謝申し上げます。

令和8年3月31日までの義援金の贈呈状況

・東日本大震災	355,564,768円
・平成28年熊本地震	38,393,580円
・令和2年7月豪雨	4,492,138円
・令和6年能登半島地震	64,878,206円

■その他の各営業店における地域行事への参加及び社会貢献活動

【本店営業部】 献血活動(9月)

【田崎支店】 田崎市場内の清掃活動(9月)、田崎市場感謝祭(12月)

【宇土支店】 うと地蔵祭り(8月)、住吉海岸公園の清掃活動(9月)

【八代支店】 八代宮参道の清掃活動(9月)

【人吉支店】 「みんなで美しい人吉づくり」清掃活動(6月)、人吉駅周辺の清掃活動(9月)

【多良木・免田支店】 ゑびす夏祭り(8月)、恵比寿神社境内の清掃活動(9月)、ゑびす祭り(10月)

【牛深支店】 牛深ハイヤ祭り(4月)、牛深中央公園の清掃活動(9月)

【阿蘇支店】 御田祭(7月)、阿蘇市立中央公園の清掃活動(9月)

【高森支店】 南阿蘇村商工会クリーンキャンペーン(6月)、高森湧水トンネル七夕飾り(7月)、風鎮祭(8月)、高森駅前の清掃活動(9月)、新酒ふるさとの味まつり(3月)

【大津支店】 大津地蔵祭り(8月)、肥後大津駅周辺の清掃活動(9月)、おおづオータムフェスタ(9月)、からいもフェスティバルinおおづ(11月)

【大矢野支店】 上八幡宮の清掃活動(9月)

【鏡支店】 鏡十八夜祭り(7月)、有佐駅周辺の清掃活動(9月)、おしごとアドベンチャー2025(11月)

【小川支店】 小川阿蘇神社の清掃活動(9月)

【本渡・御領支店】 南町商友会清掃活動(8月)、南川プロムナード周辺の清掃活動(9月)

【高千穂支店】 献血活動(8月)、道の駅高千穂の清掃活動(9月)、高千穂建国祭り(2月)

【合志支店】 ひまわり公園の清掃活動(9月)



火の国まつり


大津支店　おおづオータムフェスタ


鏡支店　おしごとアドベンチャー2025


高千穂支店　高千穂建国祭

■コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当組合では、法令等遵守を最も重要な経営課題と位置付け、理事長を最高責任者として組合全体で法令等遵守態勢を構築しています。

金融機関としての社会的責任と公共的使命に鑑み、役職員が法令、諸規則、諸規程等を遵守し、もって企業倫理に悖ることなく、誠実かつ公正に業務を遂行することを法令等遵守の定義として、下記の基本方針の下で、健全な業務の運営を行っています。

また、法令等遵守を徹底させるため、コンプライアンス・プログラムを毎年度作成し、実践状況のモニタリングを行うとともに、役職員全員には「法令等遵守ハンドブック」を携行させ、コンプライアンスに対する意識付けを強化しています。

さらに、反社会的勢力との一切の関係を排除するための態勢強化を図っております。

1. 基本的な考え方

⑴理事および理事会は、法令等遵守を経営の最も重要な事項と認識し、信用組合の社会的責任と公共的使命を基本とした業務遂行を徹底するものとする。

⑵法令等遵守に係る実践的計画である「コンプライアンス・プログラム」については、その進捗状況などを踏まえ、毎年度策定するものとする。

⑶法令等に違反する行為が発生した場合は、法令又は就業規則等に基づき、適切な処置をとるものとする。

⑷当組合の規模に応じた組織体制や規定等の整備により、法令等遵守に係る円滑な対応を図る。

2. 基本指針

⑴法令や社会的規範を遵守し、公正で誠実な行動を徹底する。

⑵反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って対処する。

⑶地域と組合員をはじめとするお客さまから信頼される、有益な金融サービスを提供していくことにより、コミュニティバンクとして地域との共存共栄に努める。

⑷自由闊達な気風の醸成に努め、働き甲斐のある健全な職場づくりを推進する。

■当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先
「お取引先店舗」または「総務部総務課」にお願いいたします。 総務部総務課　住所：熊本市中央区紺屋今町1番1号 電話番号：096-353-1200 受付時間：午前9時～午後5時 （土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受け付けています。詳しくは、当組合総務部総務課へご相談ください。

名　　称	しんくみ相談所 （一般社団法人全国信用組合中央協会）
住　　所	〒104-0031　東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03-3567-2456
受付日・時間	月曜日～金曜日（祝日及び信用組合の休業日は除く） 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客さまの了解を得たうえ、当該の信用組合に対し、迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会および福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課またはしんくみ相談所へお申出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例）福岡県弁護士会の仲裁センターに移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

2. 現地調停

東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

例）お客さまは、福岡県弁護士会や宮崎県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

■東京弁護士会等

名　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日・時間	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30～12:00 13:00～17:00

■福岡県弁護士会紛争解決センター

名　称	福岡県弁護士会館	北九州 法律相談センター	久留米 法律相談センター
住　所	〒810-0004 福岡市中央区 六本松4-2-5	〒803-0816 北九州市小倉北区 金田1-4-2 (北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市 篠山町11-5 (筑後弁護士会館内)
電話番号	092-791-1840	093-561-0360	0942-30-0144
電話受付時間	月～金(除 土日、祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00		

犯罪防止の取組み／取引時確認

■振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺犯罪の被害発生防止への取組み

熊本県信用組合協会は、熊本県の信用組合を代表して熊本県警察本部および九州財務局と熊本県内における振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺犯罪の被害発生を防止するため、平成26年11月に協定を締結し、会員である当組合は未然防止に取り組んでいます。

■インターネットバンキングに係る不正送金犯罪防止への取組み

メールやショートメッセージ(SMS等)を用いたフィッシングや、スパイウェア等の不正プログラムを用い、インターネットバンキング利用者の認証情報(ID・パスワード等)を盗む、パソコンやスマートフォンを乗っ取るなどの手口により預金を不正に送金する事案が国内で多発しています。当組合ではインターネットバンキングのセキュリティを高めるため、不正送金対策ソフトをご提供するほか、ワンタイムパスワードや電子証明書等の認証機能を導入すると共に、未然防止のために1日あたりの振込・振替限度額の引下げ・制限を行うなど、犯罪防止に取り組んでいます。

■マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について(注)」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

(注)「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」はホームページをご参照ください。

■取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、これまで口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認を実施していますが、同法の改正により平成25年4月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認(取引時確認)することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■お客さまへの確認(取引時確認)が必要なお取引

①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
②10万円を超える現金振込、10万円を超える持参人払式小切手による現金の受け取りなど
③200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
④融資取引など
※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

■お客さまに確認させていただく事項

	確認事項	主な確認書類
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種資格確認書、マイナンバーカード、写真付きの公的証明書類等 ※顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類(公共料金の領収証書等を含みます。)をご提示いただくか、または確認のため、通帳等を後日ご本人様の住所へ簡易書留郵便等により転送不要郵便物等でお届けいたします。
	職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、旅券(パスポート)、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種資格確認書、マイナンバーカード、写真付きの公的証明書類等 ※上記に加え、「委任状」や「法人の事業所等への電話連絡」等により法人と実際にお手続きされる方の関係を確認いたします。
	事業の内容	登記事項証明書、定款等
	取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
	実質的支配者の方の氏名・住所・生年月日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※資本多数決法人の場合は、議決権の25%を保有する方、いない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると求められる方を確認させていただきます。 ※資本多数決法人でない場合は、その法人の収益総額の25%超を受ける方を、いない場合は、その法人を代表し事業を執行する方を確認させていただきます。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引として、下記に該当する取引を言います。

・過去の契約の際に確認した顧客又は代表者等になりすましている疑いがある取引
・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
・特定の国に居住、所在する者との取引など

《ハイリスク取引時の確認》ハイリスク取引を行う際に、より厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、「資産及び収入の状況」についても確認させていただきます。

リスク管理

■リスク管理態勢

当組合は、保有するリスクの種類と量を把握してリスクの許容範囲の中で適正な収益を確保し、またはリスクの発生を予防して被害を最小化することを目的として以下のとおりリスク管理方針を定めております。

Ⅰ. リスク管理の基本方針

1. リスク管理運営方針

当組合が経営の健全性を確保するためには、コンプライアンスの徹底と適切なリスク管理が特に重要であり、順次リスク管理態勢を整備していくものとします。

2. 当組合の保有するリスク

当組合が保有するリスクは、信用リスク、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク及び災害・犯罪リスク）です。

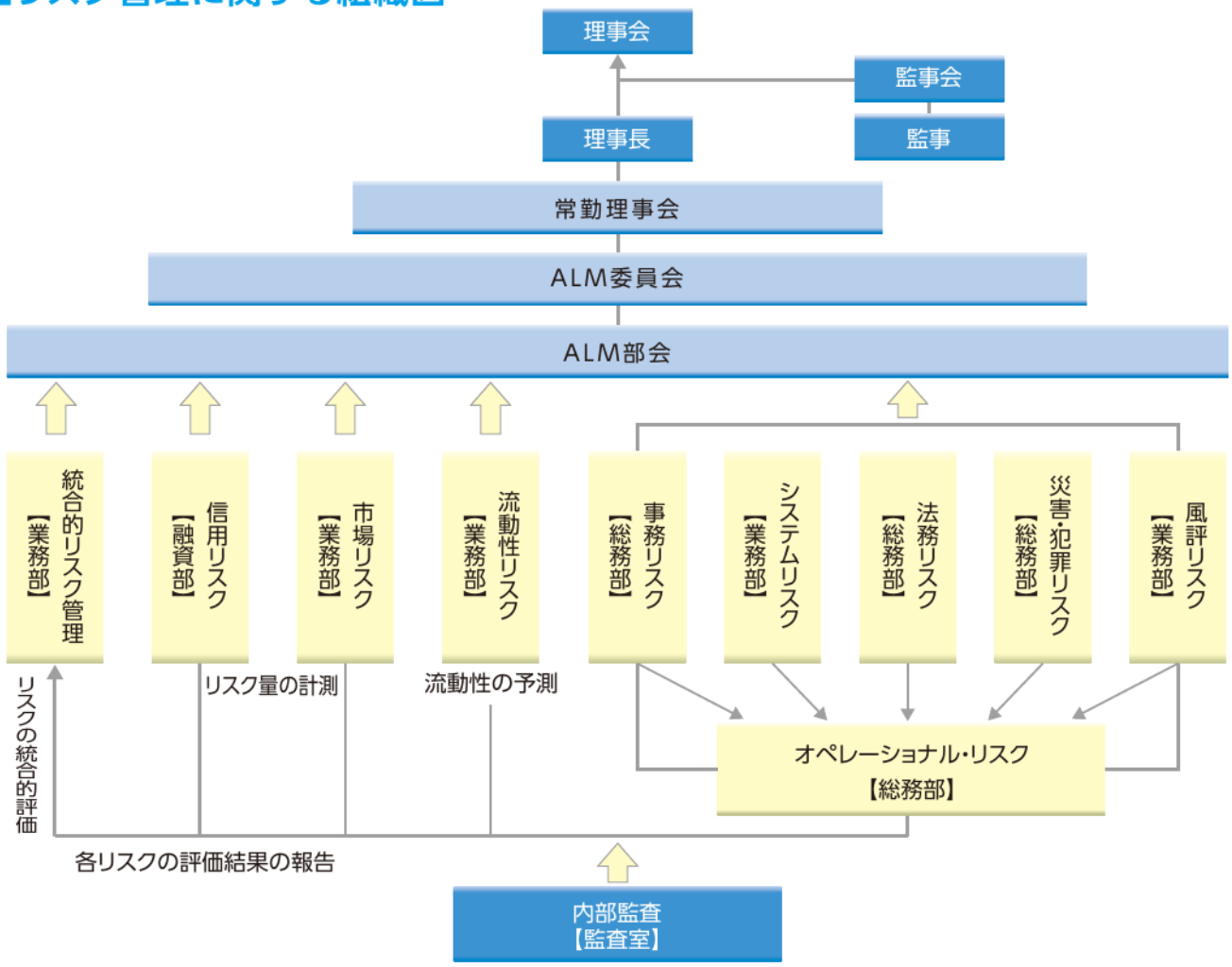
3. リスクの管理方針

各種リスクのうち、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、リスクを適正にコントロールしつつ収益の拡大を図ることとし、オペレーショナル・リスクについては、リスクの発生を予防しつつ、発生した場合は被害の最小化に努めます。

Ⅱ. リスク管理体制

当組合の業務に内在する各種リスクを一元的に管理し、自己資本比率の算出に含まれないリスクも含めて、リスクを総体的に捉えて経営体力（自己資本）と対比することにより経営の健全性を確保していく「統合的リスク管理」の精度の向上に取り組みます。このために、統合的リスク管理部署である業務部を中心として、当組合の規模や特性、リスクの現状に応じた統合的リスクを的確に把握するとともに、リスク量のモニタリングの実施、ALM委員会でのリスクコントロールの検証、理事会への報告などALM・統合的リスク管理体制の強化・充実に努めます。

■リスク管理に関する組織図



信用組合の組織

信用組合（しんくみ）とは

信用組合は最も身近で何でも気軽に相談できる金融機関です。営業地域内の中小企業、小規模事業者や勤労者の方々を組合員とし、相互扶助と地域密着を理念とする協同組織の金融機関です。中小企業をはじめ、勤労者や主婦の方々のニーズに合わせて、きめ細かな金融商品の提供やサービスを行っています。また、地域の様々な活動に積極的に参加したり、地域の人たちとのコミュニケーションを大切にしています。

信用組合の業務とは

信用組合は、預金や貸出、為替などの金融業務のほか、地元各種団体との提携、施設の開放や経営のご相談から毎日の暮らしのご相談にいたるまで、組合員の皆さまのニーズに幅広く対応しています。非営利の協同組織金融機関である信用組合は、地域のネットワークを活かし、組合員の皆さまには銀行とはひと味違った地域に密着したサービスを行っています。

なお、組合員以外の方でもご利用いただけますので、当組合本・支店窓口へご相談ください。

組合員になるには

信用組合の営業地域内の次の方々は、信用組合に出資をしていただければ、どなたでも組合員になれます。

①営業地域内において事業を営む中小企業
ただし、従業員数が300人以内（卸売業・サービス業は100人以内、小売業は50人以内）または資本金の額が3億円以内（卸売業は1億円以内、小売業・サービス業は5千万円以内）の事業者
②営業地域内にお住まいの方
③営業地域内に勤務する方
④営業地域内において事業を行う事業者の役員
⑤営業地域内への転居が確実と見込まれる方

組合員メリットとは

○ATM利用手数料の無料化
（毎月3回を限度に手数料キャッシュバック、但し為替手数料は除く。）
○両替手数料の引下げ
○為替手数料の引下げ

※手数料の詳細については、38ページの手数料一覧をご参照ください。

■総会・総代会制度

1. 総代会制度

信用組合とは、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し大切にする協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することになります。当組合では、組合員数が多いことから、組合員の意見などを適正に反映するために、総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会とは、定款の変更、決算事項の承認、役員（理事・監事）の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるように、組合員の中から総代選挙規約に従い、適正な手続きを経て選任された総代により構成・運営されています。

また、当組合では、総代に限定することなく、組合員（利用者）アンケート（ご意見箱・顧客満足度）調査を実施するなど、日常の業務を通じて、総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の任期・定数及び選出方法

(1) 選出方法

・総代は総代選挙規約の定めるところにより、選挙区（地区）ごとにその選挙区に所属する組合員の中から公平に選挙を行い、選出しています。なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者、（推薦を含む））を当選者としています。

(2) 任期・定数

・総代の任期は3年です。
・総代の定数は100人以上120人以内で、営業地区の組合員数に応じて地区ごとに定めています。

(3) 定年

・総代の定年は80歳（就任時）です。

選挙区の総代定数　（令和8年6月末現在）

選　出　区		総代定数
第1区	熊本・大津地区	17
第2区	人吉球磨地区	27
第3区	天草地区	19
第4区	阿蘇地区	15
第5区	八代・鏡地区	17
第6区	宇城地区	18
第7区	宮崎県北部地区	7
合　計		120

3. 総代会の議事内容

令和8年6月26日開催の第76期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

(1) 報告事項

①監査報告
②第76期事業報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する報告

(2) 議案事項

①第76期剰余金処分案承認に関する件
②第77期事業計画案及び収支予算案承認に関する件
③役員選任に関する件
④令和8年度役員報酬額に関する件
⑤組合員除名に関する件






信用組合の組織

■総代の名簿

（令和8年3月末現在）

選出区		定数	選挙区	定数	現数	氏名（敬称略:五十音順）		
第1区	熊本・大津地区	17	本店営業部	4	4	青木　秀夫 ④	加藤　至 ⑥	船元　啓良 ④
						前田　将光 ⑤		
			田崎支店	5	4	高岡　辰也 ①	稲生　猛 ①	鈴木　健太 ①
						西村　公孝 ②		
			大津支店	7	7	今村　誠志 ⑦	大塚鷹之介 ⑧	北田　彰 ⑭
						岩崎　浩 ①	藤森　保則 ③	古庄　正治 ⑦
						松岡　博継 ⑦		
			合志支店	1	1	前田　公朗 ①		
第2区	人吉球磨地区	27	人吉支店	11	11	中竹　隆博 ①	尾上　暢浩 ②	坂田　徹夫 ④
						宮川　慶大 ①	高松　正和 ③	田上　明仁 ⑦
						竹田　善徳 ⑧	谷川　龍男 ④	西　英記 ③
						延岡　研一 ⑨	田中　健治 ①	
			免田支店	6	6	嘉村　康一 ①	金井　明吉 ⑩	春永　正光 ⑧
						福島　光雄 ③	宮本　浩二 ⑪	森下　高徳 ③
			多良木支店	10	10	菊川　克祐 ①	木下　弘文 ⑦	佐藤　重光 ⑦
						白川　映 ④	瀬口　武継 ⑬	善　秀文 ③
						竹下　裕一 ②	池田　裕紀 ①	谷口　幸範 ⑦
						那須　主隆 ⑤		
第3区	天草地区	19	本渡支店	9	9	合津　浩 ⑥	上元　賢正 ③	脇上　一夫 ①
						濱田　信哉 ③	松下　一武 ⑥	松下　眞一 ⑥
						森　信行 ④	山崎　一郎 ⑩	山崎　博文 ④
			御領支店	5	5	池崎　一彦 ④	野崎　健 ③	村上　嘉紀 ③
						山川　智己 ④	山下　弘喜 ①	
			牛深支店	5	5	小林　與一 ⑤	島田　豊 ③	西村　尚隆 ③
						益田　政昭 ③	浅見　秀樹 ①	
第4区	阿蘇地区	15	阿蘇支店	10	10	池田　智己 ①	内藤　雄二 ①	谷崎　利浩 ①
						五嶋　義行 ⑦	佐伯　五男 ⑦	髙宮　龍二 ④
						田野　雅文 ③	廣石　貞治 ④	緑　眞一郎 ②
						山内ユリ子 ②		
			高森支店	5	5	今村　将文 ③	甲斐　秀一 ⑥	吉良　嘉人 ⑤
						土田　裕二 ⑧	丸野健一郎 ⑥	
第5区	八代・鏡地区	17	八代支店	11	11	今田静一郎 ⑥	財津　正美 ③	瀬髙　輝大 ③
						高島　誠也 ④	高見　治 ⑧	富田　康方 ⑦
						橋本　誠也 ⑤	松本　昭雄 ⑤	水雲　博昭 ④
						吉永　壽義 ⑥	要名本義博 ⑦	
			鏡支店	6	6	大渕正之助 ⑧	下山　清信 ⑤	田口　太 ②
						竹原　博美 ④	田中　信一 ⑨	深川　浩司 ②
第6区	宇城地区	18	宇土支店	8	8	伊藤　良一 ⑤	須藤　隆史 ①	熊井　聡 ④
						田上　政人 ⑤	永松　憲幸 ⑤	荻迫　光洋 ⑤
						木村　憲行 ①	吉永　忍 ⑦	
			小川支店	5	5	入江　栄一 ③	川本　敏正 ②	菅原　英俊 ③
						髙橋静一郎 ③	七川　満隆 ⑫	
			大矢野支店	5	5	有馬美智子 ④	浦辺　修三 ①	田中　隆徳 ①
						田中　範幸 ⑦	益田　浩一 ④	
第7区	宮崎県北部地区	7	高千穂支店	7	7	興梠　正幸 ⑧	佐藤　和彦 ③	佐藤雄二郎 ①
						児嶋　尚憲 ①	永田　鉄治 ③	真野　公憲 ②
						佐藤　庫司 ①		
合計		120		120	119			

〔総代の属性別構成比〕
職業別：個人 2.5%、個人事業主 13.3%、法人役員 84.2%、法人 0%
年代別：30 代以下 0.8%、40 代 6.7%、50 代 29.2%、60 代 30.8%70 代 30.0%、80 代以上 2.5%
業種別：製造業 13.7%、不動産業 4.3%、卸小売業 28.2%、建設業 15.4%
運輸業 6.0%、農業 4.3%、その他サービス業 28.2%
※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

■報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、非常勤を含む理事全員および監事全員の報酬体系を開示しております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2)役員に対する報酬

（単位:百万円）

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理　事	37	37
監　事	7	8
合計	44	45

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です（退任役員も含む）。
注3. 上記以外に「賞与」は支払っておりません。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
注3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
注4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

■主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科目	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	**1,996,234**	**1,966,405**
資金運用収益	2,072,403	2,023,457
資金調達費用	76,169	237,051
役務取引等収支	**△ 257,363**	**△ 249,551**
役務取引等収益	100,296	108,082
役務取引等費用	357,659	357,634
その他業務収支	**14,991**	**15,727**
その他業務収益	14,993	16,565
その他業務費用	1	837
業務粗利益	**1,753,862**	**1,732,581**
業務粗利益率	**1.34%**	**1.43%**
業務純益	**323,349**	**298,282**
実質業務純益	**309,294**	**264,175**
コア業務純益	**309,294**	**264,175**
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	**309,294**	**264,175**

(注)1. 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
2. 業務純益=業務収益−業務費用
3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益=実質業務純益−国債等債券損益

総資金利鞘等

(単位:%)

項目	令和6年度	令和7年度
資金運用利回(a)	1.59	1.81
資金調達原価率(b)	1.20	1.44
総資金利鞘(a - b)	0.39	0.37

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用+経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	21,597	131,054
支払利息の増減	46,212	160,882

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位:%)

区分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.24	0.17
総資産当期純利益率	0.23	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回(%)
資金運用勘定	令和6年度	130,328	2,072,403	1.59
	令和7年度	121,119	2,203,457	1.81
うち貸出金	令和6年度	73,213	1,900,544	2.59
	令和7年度	73,971	2,011,363	2.71
うち預け金	令和6年度	48,500	112,014	0.23
	令和7年度	37,967	128,530	0.33
うち有価証券	令和6年度	8,137	39,991	0.49
	令和7年度	8,702	49,180	0.56
資金調達勘定	令和6年度	126,491	76,169	0.06
	令和7年度	117,686	237,051	0.20
うち預金積金	令和6年度	110,194	74,289	0.06
	令和7年度	107,387	225,698	0.21
うち借用金	令和6年度	16,234	1,565	0.00
	令和7年度	10,238	11,052	0.10

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度39百万円、令和6年度40百万円)を控除して表示しております。

経費の内訳

(単位:千円)

科目		令和6年度	令和7年度
人件費		**855,557**	**872,894**
	報酬給料手当	707,117	707,139
	退職給付費用	43,451	44,202
	その他	104,988	121,552
物件費		**529,367**	**537,098**
	事務費	249,644	251,084
	固定資産費	129,027	141,123
	事業費	29,611	33,647
	人事厚生費	23,694	21,763
	預金保険料	16,872	15,772
	有形固定資産償却	72,026	64,472
	無形固定資産償却	8,490	9,233
税金		**59,643**	**58,412**
経費合計		**1,444,567**	**1,468,406**

■預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種目	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	42,035	38.1	42,562	39.6
定期性預金	67,865	61.6	64,523	60.1
その他の預金	293	0.3	301	0.3
合計	110,194	100.0	107,387	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	80,014	74.6	77,832	72.1
一般法人	21,577	20.1	21,266	19.7
公金	4,949	4.6	8,394	7.8
金融機関	661	0.6	444	0.4
合計	107,202	100.0	107,938	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区分	令和6年度	令和7年度
固定金利定期預金	60,693	62,030
変動金利定期預金	3	3
合計	60,696	62,033

常勤役職員1人当りの預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和6年度	令和7年度
常勤役職員1人当りの預金残高	714	765
常勤役職員1人当りの貸出金残高	487	535

1店舗当りの預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和6年度	令和7年度
1店舗当りの預金残高	5,955	5,996
1店舗当りの貸出金残高	4,060	4,193

■貸出金等に関する指標

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	2	0.0	0	0.0
手形貸付	7,873	10.8	6,650	9.0
証書貸付	63,476	86.7	65,417	88.4
当座貸越	1,861	2.5	1,904	2.6
合計	73,213	100.0	73,971	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	令和6年度	令和7年度
固定金利貸出	26,767	26,023
変動金利貸出	46,324	49,460
合計	73,091	75,484

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区分	年度	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度	1,060	1.5	37
	令和7年度	1,202	1.6	35
有価証券	令和6年度	−	−	−
	令和7年度	−	−	−
不動産	令和6年度	39,437	54.0	29
	令和7年度	39,887	52.8	32
その他	令和6年度	139	0.2	−
	令和7年度	122	0.2	−
小計	令和6年度	40,637	55.6	66
	令和7年度	41,211	54.6	68
信用保証協会・信用保険	令和6年度	8,562	11.7	3
	令和7年度	8,997	11.9	1
保証	令和6年度	20,156	27.6	−
	令和7年度	20,804	27.6	−
信用	令和6年度	3,735	5.1	3
	令和7年度	4,470	5.9	2
合計	令和6年度	73,091	100.0	72
	令和7年度	75,484	100.0	72

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	39,920	54.6	40,878	54.2
運転資金	33,170	45.4	34,605	45.8
合計	73,091	100.0	75,484	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,616	3.6	2,390	3.2
農業、林業	2,069	2.8	2,049	2.7
漁業	424	0.6	435	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	−	−	−	−
建設業	5,325	7.3	5,770	7.6
電気、ガス、熱供給、水道業	421	0.6	378	0.5
情報通信業	60	0.1	75	0.1
運輸業、郵便業	1,614	2.2	1,565	2.1
卸売業、小売業	5,738	7.9	5,852	7.8
金融業、保険業	1,388	1.9	1,367	1.8
不動産業	14,902	20.4	16,634	22.0
物品賃貸業	392	0.5	301	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	1,250	1.7	1,442	1.9
宿泊業	719	1.0	679	0.9
飲食業	1,134	1.6	1,189	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	2,102	2.9	2,125	2.8
教育、学習支援業	168	0.2	145	0.2
医療、福祉	1,307	1.8	1,292	1.7
その他のサービス業	2,548	3.5	2,466	3.3
その他の産業	403	0.6	406	0.5
小計	44,588	61.0	46,571	61.7
国・地方公共団体等	2,988	4.1	3,679	4.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	25,513	34.9	25,233	33.4
合計	73,091	100.0	75,484	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位:%)

区分		令和6年度	令和7年度
預貸率	(期末)	68.18	69.93
	(期中平均)	66.44	68.88

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,729	33.0	6,966	34.1
住宅ローン	13,659	67.0	13,489	65.9
合計	20,388	100.0	20,455	100.0

■有価証券に関する指標

有価証券種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	年度	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和6年度	−	−	1,602	2,198	−	3,801
	令和7年度	−	1,002	599	2,198	−	3,800
地方債	令和6年度	100	1,000	500	415	−	2,015
	令和7年度	100	1,100	700	383	−	2,283
社債	令和6年度	200	1,200	894	100	−	2,394
	令和7年度	199	2,200	495	−	−	2,895
株式	令和6年度	−	−	−	−	77	77
	令和7年度	−	−	−	−	77	77
外国証券	令和6年度	−	−	−	−	−	−
	令和7年度	−	−	−	−	−	−
その他の証券	令和6年度	−	−	−	−	−	−
	令和7年度	−	−	−	−	−	−
合計	令和6年度	300	2,200	2,996	2,713	77	8,287
	令和7年度	299	4,303	1,794	2,581	77	9,056

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,801	46.7	3,801	43.7
地方債	2,033	25.0	2,188	25.1
社債	2,224	27.3	2,636	30.3
株式	77	0.9	77	0.9
その他の証券	—	—	—	—
合計	8,137	100.0	8,702	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

預証率

(単位:%)

区分		令和6年度	令和7年度
預証率	(期末)	7.73	8.39
	(期中平均)	7.38	8.10

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

■財産の状況に関する指標

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位:百万円、%）

区分	年度	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)／(A)	引当率(C)／(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,143	571	572	100.00	100.00
	令和7年度	1,227	647	579	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	1,586	997	211	76.17	35.84
	令和7年度	1,426	839	211	73.59	35.85
要管理債権	令和6年度	247	66	3	28.19	1.81
	令和7年度	162	40	1	25.55	0.97
三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0	0.00	0.00
	令和7年度	0	0	0	0.00	0.00
貸出条件緩和債権	令和6年度	247	66	3	28.19	1.81
	令和7年度	162	40	1	25.55	0.97
小計	令和6年度	2,976	1,634	786	81.34	58.62
	令和7年度	2,816	1,527	791	82.32	61.38
正常債権	令和6年度	70,297				
	令和7年度	72,854				
合計	令和6年度	73,274				
	令和7年度	75,670				

（注）
1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

貸倒引当金の内訳

（単位:百万円）

項目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	108	△14	74	△34
個別貸倒引当金	783	△40	790	7
合計	891	△54	864	△27

（注）当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

（単位:百万円）

項目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	1	5

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券　当組合は保有しておりません。

満期保有目的の債券

（単位:百万円）

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	299	308	8	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	100	102	2	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小計	399	410	11	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,501	2,992	△ 509	3,800	3,084	△ 716
	地方債	2,015	1,934	△ 80	2,283	2,146	△ 137
	社債	2,294	2,217	△ 76	2,895	2,783	△ 111
	その他	－	－	－	－	－	－
	小計	7,811	7,145	△ 665	8,979	8,014	△ 965
合計		8,210	7,556	△ 654	8,979	8,014	△ 965

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの　当組合は保有しておりません。

その他有価証券　当組合は保有しておりません。

市場価格のない株式等

（単位:百万円）

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	77	77
全信組連出資金	474	474
合計	551	551

（注）非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

自己資本の充実の状況

■定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、当組合が内部留保として積み立てているものと、地域のお客さまによる出資金及び上部団体からの優先出資金により調達しております。

(単位:百万円)

発行主体	熊本県信用組合		
資金調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	その他の出資金
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,656	1,192	536

【優先出資金の調達の概要】

発行主体		熊本県信用組合
資金調達手段の種類		非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		23億84百万円(内、優先出資金額11億92百万円)
配当率	第2号優先出資	23億8千4百万円「0.5%」、「5年物TONAスワップレート+調整レート(0.059%)+0.2%」(2023年4月1日以降)

【その他の出資金の概要】

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した536百万円が含まれております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率については国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分に保っております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクの計量的把握に努めるとともに、経済変動や業務の盛衰に耐え得る健全な与信内容を維持し、与信ポートフォリオ管理として、信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・R&I　・JCR　・Moody's　・S&P

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める「融資規程」や「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「融資規程」や「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱に努めております。

なお、信用リスク削減手法に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合では該当ございません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的事象により当組合が損失を被るリスク等」と考えています。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、災害・犯罪リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、リスク管理の対象及び方法をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを確認し、評価しております。

リスク計測に関しましては、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定して態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、ALM委員会にて毎月協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、投資信託に係るリスクの認識については、時価評価等によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況等を定期的にALM委員会で報告しております。

なお、当該取引に係る会計処理につきましては、当組合が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、定期的な評価・計測を行い、適宜対策を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測等を行い、ALM委員会で協議検討を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE※及びΔNII※に関する事項は以下のとおりです。

但し、ΔNIIについては①②③は考慮しておりません。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.11年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

③流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

④固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提条件を用いております。

⑤IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの整値を合算しております。

⑥IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮しておりません。

⑦内部モデルは使用しておりません。

※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

■単体における事業年度の開示事項

Ⅰ. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項　　目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,478	5,599
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,457	4,386
うち、利益剰余金の額	1,034	1,237
うち、外部流出予定額(△)	25	25
うち、上記以外に該当するものの額	―	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	108	74
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	108	74
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	5,587	5,673
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	26
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	26
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	―	―
適格引当金不足額	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
前払年金費用の額	―	―
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	―	―
特定項目に係る十パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	―	―
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	32	26
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ))　(ハ)	5,555	5,646
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,464	56,630
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	―	―
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	―	―
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		―
勘定間の振替分		―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,622	3,662
フロア調整額		―
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	58,086	60,293
自己資本比率		
自己資本比率　((ハ)／(ニ))	9.56%	9.36%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

Ⅱ. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	54,464	2,178	56,630	2,265
①標準的手法が適用されるポートフォリオ毎のエクスポージャー	54,464	2,178	56,630	2,265
(i)ソブリン向け	—	—	—	—
(ii)金融機関向け	8,073	322	7,330	293
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	480	19	480	19
(iii)カバード・ボンド向け			—	—
(iv)法人等向け(特定貸付債権向け含む)	7,970	318	9,500	380
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v)中小企業等・個人向け				
(vi)中堅中小企業等・個人向け	18,915	756	20,071	802
トランザクター向け	511	20	490	19
(vii)抵当権付住宅ローン				
(vii)不動産取得等事業向け				
(viii)不動産関連向け	13,724	548	14,330	573
自己居住用不動産等向け	3,314	132	3,269	130
賃貸用不動産向け	10,410	416	11,060	442
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(x)劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(xi)延滞等向け	2,455	98	1,999	79
(xii)自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	74	2	63	2
(xiii)出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
(xiv)株式等	77	3	100	4
(xv)重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xvi)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xvii)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	474	18	474	18
(xviii)その他	2,698	107	2,759	110
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	3,622	144	3,662	146
BI	2,415		2,441	
BIC	289		293	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	58,086	2,323	60,293	2,411

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く。)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位:百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分・業種区分・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
国内	127,372	121,949	72	72	8,210	8,979	—	—	2,682	2,397
国外	—	-	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	127,372	121,949	72	72	8,210	8,979	—	—	2,682	2,397
製造業	2,616	2,390	—	—	196	297	—	—	253	173
農業、林業	2,069	2,049	—	—	—	—	—	—	94	89
漁業	424	435	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	-	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	5,325	5,770	—	—	—	—	—	—	242	174
電気、ガス、熱供給、水道業	421	378	—	—	700	600	—	—	0	0
情報通信業	60	75	—	—	297	297	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,614	1,565	29	32	100	200	—	—	173	70
卸売業、小売業	5,738	5,852	0	—	100	200	—	—	687	643
金融業、保険業	43,510	35,012	—	—	999	1,299	—	—	6	—
不動産業	14,902	16,634	—	—	—	—	—	—	186	206
物品賃貸業	392	301	0	—	—	—	—	—	—	4
学術研究、専門・技術サービス業	1,250	1,442	—	—	—	—	—	—	10	10
宿泊業	719	679	—	—	—	—	—	—	147	145
飲食業	1,134	1,189	0	0	—	—	—	—	—	4
生活関連サービス業、娯楽業	2,102	2,125	—	—	—	—	—	—	177	192
教育、学習支援業	168	145	—	—	—	—	—	—	8	10
医療、福祉	1,307	1,292	3	1	—	—	—	—	28	28
その他のサービス	2,548	2,466	34	32	—	—	—	—	13	15
その他の産業	403	406	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	8,804	9,763	—	—	5,816	6,084	—	—	—	—
個人	25,513	25,233	2	2	—	—	—	—	651	627
その他	6,343	6,736	3	3	—	—	—	—	—	—
業種別合計	127,372	121,949	72	72	8,210	8,979	—	—	2,682	2,397
1年以下	65,066	64,847	63	65	300	299	—	—		
1年超3年以下	25,019	21,683	0	3	899	2,200	—	—		
3年超5年以下	13,329	17,030	3	0	1,300	2,103	—	—		
5年超7年以下	5,912	6,146	0	0	2,196	894	—	—		
7年超10年以下	4,243	4,572	0	0	799	899	—	—		
10年超	10,252	4,081	3	0	2,713	2,581	—	—		
期間の定めのないもの	1,032	978	—	—	—	—	—	—		
その他	2,519	2,612	—	1	—	—	—	—		
残存期間別合計	121,372	121,949	72	72	8,210	8,979	—	—		

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位:百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	122	108	—	122	108
	令和7年度	108	74	—	108	74
個別貸倒引当金	令和6年度	822	783	68	754	783
	令和7年度	783	790	82	705	790
合計	令和6年度	945	891	68	876	891
	令和7年度	891	864	82	814	864

自己資本の充実の状況

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
製造業	45	42	3	52	6	—	42	94	—	3
農業、林業	31	28	8	12	11	7	28	33	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	169	105	1	6	65	46	105	65	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	1	1	—	—	—	—	1	1	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	49	11	2	—	40	8	11	3	—	—
卸売業、小売業	205	299	93	13	—	25	299	287	1	—
金融業、保険業	4	5	1	—	—	5	5	—	—	—
不動産業	17	20	3	6	—	—	20	26	—	—
物品賃貸業	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	17	19	9	—	7	8	19	11	—	—
宿泊業	33	17	—	3	16	0	17	21	—	—
飲食業	—	—	—	1	—	11	—	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	39	40	—	3	0	0	40	32	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2	1	—	—	1	1	1	1	—	—
その他のサービス	23	24	—	—	0	0	24	28	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	139	136	9	25	12	11	136	150	—	2
その他	48	35	—	—	13	1	35	34	—	—
合計	822	783	129	124	168	117	783	790	1	5

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度						令和7年度					
現金	1,818	—	1,818	—	—	—	1,620	—	1,620	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,801	—	3,801	—	—	—	3,800	—	3,800	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,004	—	5,004	—	—	—	4,992	—	4,992	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	42,848	—	42,848	—	8,073	18%	34,372	—	34,372	—	7,330	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,200	—	1,200	—	480	40%	1,200	—	1,200	—	480	40%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	10,374	861	10,273	86	7,970	77%	12,693	1,218	12,440	121	9,500	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	25,195	15,915	24,221	950	18,915	75%	26,033	15,794	25,058	948	20,071	77%
トランザクター向け	—	6,567	—	567	511	90%	—	6,351	—	544	490	90%
不動産関連向け	24,949	—	24,940	—	13,724	55%	26,116	—	26,115	—	14,330	55%
自己居住用不動産等向け	8,380	—	8,380	—	3,314	40%	8,407	—	8,407	—	3,269	39%
賃貸用不動産向け	16,569	—	16,560	—	10,410	63%	17,709	—	17,708	—	11,060	62%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,909	64	1,906	—	2,455	128%	1,634	18	1,634	—	1,999	122%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	74	—	74	—	74	100%	63	—	63	—	63	100%
取立未済手形	15	—	15	—	3	20%	13	—	13	—	2	20%
信用保証協会等による保証付	8,530	—	8,518	—	612	7%	7,692	—	7,682	—	581	8%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	77	—	77	—	77	100%	77	—	77	—	100	130%
合計					51,906						56,630	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額を除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位:百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	1,818	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,801	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	5,004	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,000	－	－	26,379	－	5,900	－	－	－	2,569	－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,200	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	－	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	2,194	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	567	－	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	567	－	－	－	－
不動産関連向け	－	－	－	720	434	2,452	－	721	－	2,474	－	3,349	3,231	－	1,971	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－	720	434	1,519	－	－	－	2,474	－	－	3,231	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	933	－	721	－	－	－	3,349	－	－	1,971	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	233	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	2,397	6,120	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　　計	21,021	6,120	－	27,214	434	8,352	－	721	－	5,044	－	3,917	5,658	－	1,971	－

（単位:百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,818
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,801
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,004
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	42,848
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,200
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	－	100	－	7,915	－	－	50	－	－	－	－	－	－	－	－	10,359
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	23,812	－	－	－	－	800	－	－	－	－	－	－	－	－	25,180
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	567
不動産関連向け	－	9,584	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	24,940
自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,380
賃貸用不動産向け	－	9,584	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16,560
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	－	351	－	－	－	－	1,325	－	－	－	1,909
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	74	－	－	－	－	－	－	－	－	74
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,518
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	77	－	－	77
合　　計	－	33,497	－	7,915	－	－	1,275	－	－	－	－	1,325	77	－	－	124,548

自己資本の充実の状況

（単位:百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	1,620	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,992	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,200	—	—	22,744	—	5,900	—	—	—	2,528	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,200	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	1,795	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	544	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	544	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	720	416	2,722	—	894	—	2,708	—	3,373	2,847	—	2,647	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	720	416	1,714	—	—	—	2,708	—	—	2,847	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,008	—	894	—	—	—	3,373	—	—	2,647	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	208	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,864	5,817	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　　計	15,477	5,817	—	24,478	416	8,622	—	894	—	5,236	—	3,918	4,851	—	2,647	—

（単位:百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,620
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,800
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,992
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,372
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,200
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	100	—	9,617	—	—	50	—	—	—	—	—	—	—	—	12,562
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	24,751	—	—	—	—	710	—	—	—	—	—	—	—	—	26,006
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	544
不動産関連向け	—	9,785	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,115
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,407
賃貸用不動産向け	—	9,785	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,708
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	489	—	—	—	—	936	—	—	—	1,635
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	63	—	—	—	—	—	—	—	—	63
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,682
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77	—	—	77
合　　計	—	34,636	—	9,617	—	—	1,314	—	—	—	—	936	77	—	—	118,942

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	63,878	—	—	63,865	55,719	—	—	55,707
40%～70%	16,030	6,611	9.000	16,591	16,108	6,370	9.000	16,653
75%	34,041	9,107	4.000	33,497	35,164	9,214	4.000	34,636
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	7,930	861	10.000	7,915	9,748	1,218	10.000	9,617
90%～100%	1,314	240	9.000	1,275	1,357	227	9.000	1,314
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	1,326	20	9.000	1,325	936	—	9.000	936
250%	77	—	—	77	77	—	—	77
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　　計	124,598	16,841	6.000	124,548	119,111	17,031	6.000	118,942

(注) 1.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,522	2,671	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合では該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合では該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区　　分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	77	77	77	77
全信組連出資金	474	474	474	474
合　　計	551	551	551	551

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売　却　益	—	—
売　却　損	—	—
償　　却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評　価　損　益	—	—

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合では該当ございません。

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,392	1,778	263	375
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	775	980		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	315	419		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,392	1,778	263	375
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,646		5,555	

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ)預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
(ロ)譲渡性預金
取り扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ)貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(ロ)手形の割引
商業手形の割引を取り扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

担保付社債信託法による社債の受託、公社債の募集受託に関する業務を行っております。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ)債務の保証業務
(ロ)有価証券の貸付業務
(ハ)国債等の引受け及び引受け国債等の募集の取扱業務
(ニ)代理業務
(a)全国信用協同組合連合会、㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫等の代理貸付業務
(b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
(c)日本銀行の歳入復代理店業務
(ホ)地方公共団体の公金取扱業務
(ヘ)株式払込金の受入代理業務
(ト)保護預り及び貸金庫業務
(チ)電子債権記録業に係る業務

■預金業務

(令和8年6月30日現在)

預金名	特色	期間	1回の預入金額
あんしん定期	当組合で公的年金を受給されている方の専用定期預金です。 お一人様最高1,000万円まで、店頭金利に年0.08%の金利をプラス。	1年	100円以上
あんしん定期500	当組合で公的年金を受給されている方の専用定期預金です。 お一人様最高500万円まで、店頭金利に年0.18%の金利をプラス。	1年	100円以上
年金予約定期預金	満年齢58歳以上の方で、当組合で公的年金のお受取りを予約されている方の専用定期預金です。お一人様最高500万円まで、店頭金利に年0.1%の金利をプラス。	1年	100円以上
退職金専用定期預金「セカンドプレミアム」	退職金の運用に定期預金をお考えの個人のお客さま向けの定期預金です。 お一人様最高2,000万円まで、店頭金利に年0.2%の金利をプラス。	1年	50万円以上
けんしん相続定期預金	相続により1年以内に預入資金を取得された方専用の定期預金です。 店頭金利に年0.4%(組合員)又は年0.3%(非組合員)の金利をプラス。	1年	100万円以上
けんしん健康増進定期預金	「健康診査事業の推進に関する覚書」を締結している市町村の国民健康保険被保険者(40歳～74歳)の方で、特定健康診査を受診された方専用の定期預金です。 お一人様最高300万円まで、店頭金利に年0.2%の金利をプラス。	1年	10万円以上300万円以内
マイライフ積立定期預金(満期日指定)(エンドレス型)	満期日3か月前までであれば、いつでも何回でも積立ができ、満期日には全額一括払いのほか、契約により年金型支払いも行えます。普通預金からの自動振替による毎月積立とボーナス積立は、まとまった資金づくりに最適です。	1年以上15年以内の積立期間と3か月間の据置期間の合計	1,000円以上

■窓口販売商品

(令和8年6月30日現在)

商品名	商品内容
個人向け国債(期間3年・5年・10年)	個人の方を対象とした商品です。 「固定3年/5年」は発行時の利率(クーポン)が満期日まで変わらない「固定金利制」、「変動10年」は半年ごとに実勢金利を反映して適用利率(クーポン)が変わる「変動金利制」を採用している債券です。
しんくみ安心マイホーム「THEすまいの保険」	住宅用の火災保険です。充実した内容で、ご納得いただける保険料です。お申込みは当組合窓口までお問い合わせください。

商品名	商品内容
しんくみ相続信託	信託銀行等に財産を信託して、生存中はご本人のために管理・運用してもらい、亡くなった後には、配偶者さまやお子さまに財産を引き継ぐことができる信託です。
しんくみMy年金Best	一時払いの定額年金保険です。お客さまの予算に合わせた保険料が設定できます。また、契約時点で受取金額が確定するため安心して資産運用できます。

主要な事業の内容

■融資業務

●個人向け融資

（令和8年6月30日現在）

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
スーパーフリーローン「速戦力」	お使いみちはご自由です（事業性資金・おまとめも含みます。）。	500万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内
フリーローン「生活応援団」	お使いみちはご自由です（事業性資金・おまとめも含みます。）。	1,000万円以内（1万円単位）	10年以内
フリーローン「のぞみ」	お使いみちはご自由です（事業性資金・おまとめも含みます。）。	800万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内
けんしん多目的ローン「かなえるけん」	お使いみちが明確なもの（事業性資金、旧債返済資金は除きます。）、結婚、旅行、家具・家電製品購入等にかかる費用にご利用いただけます。	2,000万円以内（1万円単位）	15年以内
カードローン「e-ライフ」	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます。）。	30万円・50万円・100万円 150万円・200万円・250万円 300万円・400万円・500万円 の9コース	1年 （以降1年毎の自動更新）
カードローン	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます。）。	10万円・20万円・30万円 50万円の4コース	3年 （以降3年毎の自動更新）
教育カードローン「夢☆応援」	受験料、入学金、授業料などの受験時に係る費用および学生生活で必要とする資金にご利用いただけます。	100万円・150万円・200万円 250万円・300万円・350万円 400万円・450万円・500万円 の9コース	①入学前（受験費用） 入学前9か月以内 ②合格者又は在学者 在学予定年数+9か月以内
けんしん教育ローン「ドリームアクセル」	お子さまの入学金・授業料、受験費用・下宿代など、受験、入学から在学中にかかる費用等、教育関連全般にご利用いただけます。	2,000万円以内（1万円単位）	15年以内 （元金返済は卒業予定月まで据置可。ただし、最大6年9か月が限度）
けんしんカーローン「くるマルっと」	車購入プラン・免許取得・車検費用および修理費用としてご利用いただけます。他金融機関のカーローン借換資金にもご利用いただけます。	2,000万円以内（1万円単位）	15年以内
ドライバーズローン	車購入プラン・免許取得・車検費用及び修理費用としてご利用いただけます。他金融機関のカーローン借換資金にもご利用いただけます。	1,000万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内
住まいるいちばんネクストV	土地および住宅購入資金、住宅の新築およびリフォーム資金、借換資金などにご利用いただけます。	10,000万円以内（1万円単位）	50年以内
住宅ローン「Sweet」	マイホームの購入、店舗併用住宅の建築資金、住宅ローンの借換資金などにご利用いただけます。中間資金の取扱いがご利用いただけます。	4,000万円以内（1万円単位）	40年以内
けんしんリフォームローンRe：HOME	リフォーム関連資金、他金融機関のリフォーム資金に関するローンの借換資金等にご利用いただけます。	2,000万円以内（1万円単位）	15年以内
空き家等活用ローン	空き家の改築、改装、解体に係る費用、空き家の防災・防犯上の設備対策資金等にご利用いただけます。	500万円以内 （1万円単位）	6か月以上10年以内
あんしんローン	当組合の年金倶楽部「あんしん」の会員で、完済時年齢満75歳以下の組合員の方専用の個人ローンです。	100万円以内（1万円単位）	3年以内
借換専用ローン「楽々」	他行およびクレジット会社の借換資金（事業性資金および当組合借換分は除きます。）にご利用いただけます。	800万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内
個人向け有担保ローン「ひとまとめ」	ローンのおまとめや目的資金等、お使いみちが明確なものにご利用いただけます。（事業性資金は除きます。）	1,000万円以内（1万円単位）	1年以上15年以内 （据置3か月以内）
無担保無保証型個人ローン「みらいプランナー」	ローンのおまとめや目的資金等、お使いみちが明確なものから自由なものにもご利用いただけます（事業性資金は除きます。）。	300万円もしくは 500万円以内（1万円単位）	1年以上10年以内

●事業者向け融資

（令和8年6月30日現在）

	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
無担保無保証型ビジネスローン「iビズサポート」	運転資金・設備資金等の事業資金にご利用いただけます。	運転資金　500万円以内 設備資金　1,000万円以内	運転資金　5年以内（据置1年以内） 設備資金10年以内（据置1年以内）
けんしビジネスパートナー	南九州税理士会熊本県連合会所属の税理士関与先のお客さま専用の商品です。運転資金・設備資金の事業資金にご利用いただけます。	100万円以上5,000万円以内	運転資金　7年以内 設備資金10年以内（据置1年以内）
けんしんタックスサポーター	納税資金（法人税、所得税、消費税、県市町村税等）にご利用いただけます。	30万円以上500万円以内	1年以内
新事業応援つなぎ資金	補助金、助成金等を受ける事業資金にご利用いただけます。	補助金、助成金等交付決定金額の限度内	補助金等交付決定通知から補助金等を受領するまでの期間（最長2年）
創業・新事業応援資金	運転資金・設備資金の事業資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	運転資金　7年以内（据置6か月以内） 設備資金15年以内（据置1年以内）
事業承継支援資金	事業承継に係る運転資金・設備資金の事業資金にご利用いただけます。	3,000万円以内	運転資金　7年以内（据置6か月以内） 設備資金15年以内（据置1年以内）
けんしん農業支援ローン「大地のみのり」	農業の経営に必要な運転資金・設備資金にご利用いただけます。	100万円以上6,000万円以内	運転資金 1年以上7年以内 設備資金 1年以上10年以内 （据置1年以内）
一般融資	商業手形の割引、運転資金・設備資金等の融資にご利用いただけます。		
制度融資	県及び市町村等による中小企業向けの各種制度融資がご利用いただけます。		
代理貸付	下記の金融機関の取扱窓口として各種代理業務を取り扱っています。（独）住宅金融支援機構、㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会		

各種サービス・手数料一覧

■サービスのご案内

サービス名	内　　容
定額自動送金サービス	あらかじめご指定いただいたお客さまの預金口座から、毎月ご指定の日にご指定の金額を、ご指定のお振込先に自動的に振込むサービスです。ご契約後は、毎月のお振込のために、窓口にご来店いただく必要がありませんので、たいへん便利です。家賃のお支払いや仕送りにご利用ください。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金・共済年金など各種年金をご指定の預金口座でお受取できるサービスです。当組合で本サービスをご利用いただきますと年金倶楽部「あんしん」の定期預金の金利上乗せのサービスがご利用いただけます。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスをお客さまのご指定の預金口座に振込むサービスです。
自動支払サービス	電気、ガス、水道、電話などの公共料金、税金及び各種クレジット利用代金の決済をご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。
ATM振込・振替サービス	当組合のATM(現金自動預入支払機)より当組合の本支店間および当組合から他金融機関の口座へ資金の振込・振替が利用できるサービスです。
ATM通帳記帳サービス	当組合のATM(現金自動預入支払機)より提携信用組合の通帳記帳(総合口座・普通預金・貯蓄預金・納税準備預金のみ)が利用できるサービスです。また、提携信用組合のATMで当組合の通帳記帳もできます。
キャッシュサービス	当組合のATMで、キャッシュカード・通帳をご利用いただくサービスです。また、当組合の本支店のほか、全国の信用組合、信用金庫、銀行、ゆうちょ銀行、セブン銀行、農協等のATMでも、キャッシュカードによる預金の払出や残高照会がご利用いただけます。
現金自動機利用手数料無料化サービス	当組合普通預金口座のご利用に限定した当組合の組合員の皆さま向けのサービスです。当組合及び他金融機関(ゆうちょ銀行を含みます。)のATM等ご利用の際の時間外・休日にかかる手数料を毎月3回を上限に、翌月の20日にご利用口座にキャッシュバックいたします。

サービス名	内　　容
インターネットバンキングサービス	インターネットバンキングは、パソコンやスマートフォン・タブレットからご契約口座の残高照会、取引履歴照会、振込・振替等のお取引がご利用できるサービスです。法人向けのサービスでは、上記お取引に加えて総合振込や給与振込のファイル伝送サービスがご利用いただけます。
夜間金庫	お店の売上金などをお預かりして、翌営業日にご指定の預金口座にご入金するサービスです。営業時間外でのお預入れなどにご利用いただけ(一部ご利用いただけない店舗もございます。)、盗難防止・紛失防止にも役立ちます。
デビットカードサービス	お買い物やお食事代のお支払いに当組合のキャッシュカードがそのままご利用いただけるサービスです。お支払いの際にキャッシュカードを提示し、端末に暗証番号を入力すると、ご利用代金がお客さまの預金口座から引き落しされます。現金を持ち歩くことなく安心です。また、30年4月よりスーパーなどでお買い物のついでに現金を引き出すことが出来る「キャッシュアウトサービス」の取扱いも開始しました。
でんさいネットサービス	「でんさいネット」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社　全銀電子債権ネットワーク」の通称です。当組合をはじめとする全国の金融機関が参加をする「手形・振込」に代わる新たな決済手段です。手形の電子化による手形の紛失や盗難の危険性がなくなるほか、手形を分割して譲渡することも可能で、中小企業の資金調達の手段も広がることになります。また、通常の手形発行にかかる印紙代や郵送費用が不要になり、中小企業の負担軽減につながります。
ペイジー収納サービス	税金・公共料金・ネットショッピング等の支払いを、パソコンや携帯電話等のインターネットバンキングを利用して行う決済サービスです。即時に支払い情報が収納機関に通知されるうえ、金融機関の窓口やコンビニに出向く必要もなく、いつでも支払いが出来ます。
ペイジー口座振替受付サービス	今まで書類とお届印を用いて行っていた口座振替の受付を、キャッシュカードを使って収納機関の端末機から行うことが出来るサービスです。お客様は、書類の記入や押印等の煩わしさがなくなります。
ネット口振受付サービス	預金口座振替を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから口座振替の申込ができるサービスです。キャッシュカードをお持ちのお客さまが利用でき、書類の記入等の煩わしさがなくなります。

年金倶楽部「あんしん」

当組合の預金口座で公的年金をお受け取りいただくと、次のサービスがご利用いただけます。入会金および会費は不要です。

偶発事故でのお見舞金　お誕生日プレゼント　定期預金の金利上乗せ　あんしんローン

■手数料一覧

■でんさいネット取扱手数料

手数料項目			手数料
基本手数料			無料
発生記録 ※1	債務者請求方式	他行宛て	660円
		当組合宛て	330円
	債権者請求方式	他行宛て	660円
		当組合宛て	330円
譲渡記録 ※1	譲渡記録	他行宛て	660円
		当組合宛て	330円
	分割譲渡記録	他行宛て	660円
		当組合宛て	330円
承諾・否認・取消 ※1			無料
変更記録	※1		330円
	(書面) ※2		2,200円
開示記録	通常開示 ※1		無料
	特例開示(書面) ※2		3,300円
残高証明書発	(書面) ※2		4,400円
割引記録 ※1			330円
保証記録(譲渡による保証を除く。) ※1			330円
支払等記録(口座間送金決済以外) ※3			330円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書		(書面) ※2	1,100円
口座間送金決済中止 ※1			1,100円
支払不能情報照会		(書面) ※2	3,300円

※1 通用端末にてオンラインで、でんさいネットへ記録請求をおこなう。
※2 書面とは、文書にて、でんさいネットへ記録請求を依頼することをいう。
※3 口座間送金決済のセンターカット終了後(14:00以降)の送金決済は、通常の送金手数料が別途発生する。

■為替

種類					料金 組合員	料金 一般
振込	窓口	当組合本支店宛	同一店内	5万円未満	55円	110円
				5万円以上	110円	330円
			本支店	5万円未満	110円	330円
				5万円以上	220円	440円
		他行宛	電信	5万円未満	440円	660円
				5万円以上	660円	880円
			文書	5万円未満	440円	
				5万円以上	660円	
	ATM機	当組合本支店宛	同一店内	5万円未満	55円	
				5万円以上	110円	
			本支店	5万円未満	55円	
				5万円以上	110円	
		他行宛		5万円未満	330円	
				5万円以上	440円	
	ITバンキング	当組合本支店宛	同一店内		無料	
			本支店	5万円未満	無料	55円
				5万円以上	55円	110円
		他行宛		5万円未満	275円	330円
				5万円以上	330円	440円
送金	定額自動送金	当組合本支店宛	同一店内	5万円未満	55円	
				5万円以上	110円	
			本支店	5万円未満	55円	
				5万円以上	110円	
		他行宛		5万円未満	330円	
				5万円以上	440円	
	当組合本支店宛				440円	
	他行宛				660円	
代金取立	電子交換		小切手(※1)		無料	
			手形(代金取立入金)		440円	
	個別取立入金(※2)				1,100円	
その他	振込・送金・取立手形の組戻料				1,100円	
	取立手形店頭呈示料				1,100円	
	不渡手形返却料				1,100円	

(※1)小切手については、原則即時入金できるものを無料とし、即時入金できないもの(先日付小切手等)については代金取立と同様の扱いとなります。
(※2)電子交換所に参加していない金融機関の取立。

■けんしんビジネスバンキング

種類	料金
オンラインサービス	月額 1,100円
オンラインサービス+ファイル伝送サービス	月額 3,300円

■預金関係

種類	料金
小切手帳の発行	1冊 1,100円
約束手形の発行	1冊 2,200円
自己宛小切手の発行	1通 550円
通帳・証書・キャッシュカード再発行	1件 1,100円
夜間金庫利用	月額 5,500円

※未利用口座判定基準日から2年以上、一度も預払いがない口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

■ATM利用手数料

利用日時	料金 当組合カード	料金 提携金融機関カード
平日18時まで(土曜日14時まで)	無料	110円
平日18時以降(土曜日14時以降)	110円	220円
日曜日・祝日	110円	220円

※当組合カードを提携金融機関の現金自動機で利用された場合、提携金融機関所定の手数料をお支払いいただきます。
【現金自動機利用手数料無料化サービス】
※組合員の皆様からお支払いただいた手数料(当組合現金自動機の時間外・休日ご利用時や他金融機関の自動機ご利用時)につきまして毎月3回を上限に、翌月の20日にご利用口座にお返しいたします。

■諸証明書関係

種類		料金
残高証明書(預金・融資、英文、利息等)	個別発行	1通 550円
	継続発行※1	1通 330円
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		無料(再発行 550円)
預金・融資取引明細		1口座 550円
融資証明書		1通 5,500円
各種同意書		1通 3,300円
その他証明書(当組合制定外含む)※2		1通 1,100円
異議申立提供金受入		1件 1,100円

※1 あらかじめ証明日などのご指定を受け、定期的に発行いたします。
※2 お客様のご希望によりお申し出の様式で発行いたします。

■両替・金種指定の払い出し・大量硬貨入金

合計枚数(両替・金種指定の払い出し・大量硬貨入金)	料金 組合員	料金 一般
1枚 ～ 50枚	無料	
51枚 ～ 500枚	220円	330円
501枚 ～ 1,000枚	330円	550円
1,001枚～ 2,000枚	550円	1,100円
以降1,000枚毎に550円加算		

※同一金種の両替、汚損券・記念硬貨の交換は除きます。
※金種指定がある複数の払戻請求書がある場合、紙幣・硬貨の枚数を合算させていただきます。ただし、1万円券は枚数に含めません。
※大量硬貨によるご入金・お振込み、納税等の諸納付を行った場合に硬貨のお取扱枚数に応じた手数料をいただきます。
※複数回に分けてお取引される場合は、合計の枚数をお取扱枚数とさせていただきます。

■融資関係

種類			料金	
ローンカード再発行			1件	1,100円
返済予定表再発行			1件	550円
証貸ローン繰上返済(融資残高100万円以上)			1件	3,300円
融資事務取扱手数料(一般証貸・証貸ローン)			1件	1,100円
住宅ローン	住宅ローン事務取扱手数料			55,000円
	住宅ローン固定期間特約手数料			5,500円
	全額繰上返済	500万円未満		22,000円
		500万円以上1,000万円未満		33,000円
		1,000万円以上		44,000円
	貸出条件変更等(一部繰上返済、利率変更、期間変更等)		1件	3,300円
一般融資 事業性融資	不動産担保取扱事務手数料	新規設定額3,000万円未満	1件	33,000円
		新規設定額3,000万円以上	1件	55,000円
		追加・変更	1設定	22,000円
	貸出条件変更等	全額繰上返済、一部繰上返済※手形貸付及び別途特約書等にて定めがあるものは除く	1回	5,500円
		利率変更、期間変更等		
	不動産担保抹消・一部抹消申請(再発行含む)		1回	1,100円
流動資産担保管理手数料(年間)			初回貸出実行時	11,000円
			次年以降	5,500円

※各種手数料には消費税を含んでいます。上記以外にも手数料が必要になる場合もございますので、詳しくは営業店窓口にお問い合わせください。

■店舗・ATMのご案内

1 本店営業部
熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル1階
TEL 096-323-7711

1 田崎支店
熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル1階
TEL 096-323-7711

2 宇土支店
宇土市浦田町66
TEL 0964-22-1054

3 八代支店
八代市松江城町6-1
TEL 0965-32-7148

4 人吉支店
人吉市中青井町287-5
TEL 0966-23-2381

5 免田支店
球磨郡多良木町多良木1442-2
TEL 0966-42-2134

5 多良木支店
球磨郡多良木町多良木1442-2
TEL 0966-42-2134

6 牛深支店
天草市牛深町新瀬崎100-1
TEL 0969-73-3117

7 阿蘇支店
阿蘇市内牧226
TEL 0967-32-0731

8 高森支店
阿蘇郡高森町高森1621-1
TEL 0967-62-0721

9 大津支店
菊池郡大津町大津1185-1
TEL 096-293-3361

10 大矢野支店
上天草市大矢野町上1498-11
TEL 0964-56-0325

11 鏡支店
八代市鏡町鏡17
TEL 0965-52-0411

12 小川支店
宇城市小川町江頭113
TEL 0964-43-0258

13 御領支店
天草市南新町2-5
TEL 0969-23-5111

13 本渡支店
天草市南新町2-5
TEL 0969-23-5111

14 高千穂支店
宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井8-3
TEL 0982-72-2101

15 合志支店
合志市御代志1661番1
TEL 096-242-2110

1 本部
熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル2階
TEL 096-353-1200



■店舗外現金自動機一覧

令和8年6月30日現在

設置場所	所在地
三角	宇城市
松橋	宇城市
湯前駅ふれあい交流センター	球磨郡湯前町
宮地	阿蘇市
白水	阿蘇郡南阿蘇村
高浜	天草市
アタックスシープル店	天草郡苓北町
河浦	天草市
天明	熊本市南区
御領	天草市
免田	球磨郡あさぎり町

■ATMの設置状況等

設置場所		
設置店舗数		15
設置台数		27
	店内	16
	店外	11

令和8年6月30日現在

■セブン銀行とのATM提携

当組合のキャッシュカードは、全国のセブンイレブン等に設置されているセブン銀行ATMでご利用いただけます。

ATMご利用手数料は、平日8時45分～18時まで、土曜日9時～14時までの時間帯は「お引き出し」「お預け入れ」ともに手数料無料となっており、当組合ATMとほぼ同条件にてご利用いただけます。

0:00　8:45　9:00　14:00　18:00　24:00

ご利用時間帯及びご利用手数料			
お引出し・お預入れ	平日	無料	
	土曜		
	日曜・祝日	110円	
残高照会	平日	無料	
	土曜		
	日曜・祝日		

【ご注意】・4:00～4:10までの10分間はシステムメンテナンスのためご利用できません。
・第2、第4日曜日の前日23:48～当日7:00の間はご利用できません。

いつもいっしょ コミュニティバンク
熊本県信用組合
熊本市中央区紺屋今町1-1 シティ12ビル

熊本県信用組合
ホームページ

https://www.kumamotoken.shinkumi.jp/

Instagram
@KUMAMOTO_SHINKUMI_BANK